Report 2021

JA山梨信連からのお知らせ

2021年ディスクロージャー

JA山梨信連

CONTENTS

ごあいさつ…… 2

経営

1. 経営理念・経営方針 …… 3
2. リスク管理の状況 …… 4
3. JA グループ・JA バンクシステム …… 11
4. 事業の概要 …… 13
5. 地域貢献情報 …… 19
6. JA バンク自己改革の取り組み …… 22
7. トピックス …… 24

業務内容

8. 主な事業の内容 …… 25

当会の組織

9. 組織等について …… 31
10. 沿革・歩み …… 33

資料編

11. 経営資料編 …… 35

索引 …… 78

撮影地：フルーツライン

本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

ごあいさつ

経営管理委員会会長
澤井　實

代表理事理事長
山縣大海

みなさまには、日頃より山梨県信用農業協同組合連合会（愛称 JA バンク山梨信連）をお引き立ていただき、厚くお礼申しあげます。

当会は、昭和 23 年の設立以来、県下 JA とともに農業の専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただいております。

これもひとえに、ご利用いただいておりますみなさまのご愛顧ご支援の賜と深く感謝申しあげます。

令和２年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症による外出制限や営業活動の停止措置などの影響から大きな振幅を伴いながら、総じて厳しい状態が続きました。

日本銀行は３月に「より持続的な金融緩和を実施していくための点検」を行い、「貸出促進付利制度」の創設、長期金利の変動幅の明確化と「連続指値オペ制度」の導入、「ETF および J-REIT の年間増加ペースの上限を感染症収束後も継続」を決定しました。

農業においては、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、グローバル化の一層の進展、さらにはコロナウイルス感染症など多くの課題に直面しています。

このような状況の中、当会は中期経営計画（令和元～令和３年度、「JA バンク山梨、改革の実践」）の中間年度として、県域全体で JA バンク自己改革の完遂を念頭に置き、安定した信用収益構造の確立を目指して重点課題に積極的に取り組みました。

本年度も当会の経営方針や業績、ならびに 1 年間の活動状況をみなさまにご紹介するためディスクロージャー誌「JA 山梨信連からのお知らせ」を作成いたしました。

これによりみなさまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会の果たすべき公共的使命と社会的責任を深く認識し、農業および地域社会の発展に貢献できますよう、役職員一丸となって JA バンクの健全性確保、収益力の向上、業務の効率化への取り組みに努めてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

令和３年７月

経営管理委員会会長　澤井　實
代表理事理事長　山縣大海

経営理念

当会は、JA バンク会員である県内の JA と一体となり、「JA バンク山梨」として、相互扶助の精神のもと発展していくことを共通の理念とする農業系金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、JA グループの一員として、JA との強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業強化の支援を行い、山梨県の農業と地域経済の発展に貢献し、JA 組合員をはじめ県内の皆様の期待と信頼に応えることを使命としております。

経営方針

当会は、県内 JA が組合員および地域の皆様からお預かりした貯金など、安定的な資金調達基盤を背景に資金の効率的運用と信用秩序の維持機能の役割を担い、会員 JA への安定的な収益還元と機能提供に努めております。当会の資金は、農業に関連する融資をはじめ、地元企業や地方公共団体等にもご活用いただき、JA 組合員および地域の人々に対する豊かな暮らしの実現と農業の発展に貢献する事業の展開を目指しております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった分野も含めて、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでまいります。

リスク管理の状況

リスク管理体制

●リスク管理基本方針

金融市場の急速な変化により、金融機関が抱えるリスクは多様化、複雑化し、様々なリスクへの適切な対応が求められています。

当会では、経営の健全性の確保と安定性を維持するために、リスク管理を経営の最重要課題であると認識し、リスクの種類やリスク管理の組織体制などリスクマネジメントの枠組みを定めた「リスクマネジメント基本方針」を制定しています。

この方針に基づき、様々なリスクを共通の見方で統合的に捉え、経営体力に見合ったリスク制御と収益性のバランスを図るなどリスク管理の高度化・強化に取り組んでいます。

リスク管理委員会は、関係各部署の代表者によって構成される組織横断的な協議体であり、リスクの統一的・網羅的な把握と、対応策の検討や方針の策定を行い、ALM 委員会ではより具体的なマネジメント、ALM 管理、収支管理などを行っています。

また、リスクマネジメントの有効性を検証するため、被監査部門から独立した監査室による定期的・計画的な内部監査を実施しています。

市場リスクに関するリスクマネジメントは、経営体力の範囲内において効率的な運用を行うことを基本にリスクコントロールに努めています。具体的には、VaR（バリューアットリスク）計測に基づくリスク量が、自己資本等の経営体力を勘案して設定された許容量に収まるように管理を行っています。また、市場取引における運用限度額や損失限度額についても、フロント部門から独立したミドル部門においてモニタリングし管理を実施しています。

信用リスク管理は、信用リスク取引のフロント部門から独立した部署において個別与信の審査、内部格付の審査、格付に応じた無担保与信限度額の管理および自己査定における第２次査定を実施し、相互に牽制することによりリスクマネジメントを行うことを基本としています。また、特定の取引先や業種に対する与信集中についても限度を定めリスク分散に努めています。

流動性リスクの管理は、ALM 委員会での系統資金動向等の把握・管理および資金繰り管理部門と資金繰りリスク管理部門を分離し相互の連携による管理を行い、モニタリング部門の牽制により流動性リスクの発現を抑制する体制としています。

オペレーショナル・リスク管理は、リスクカテゴリーが事務リスクや法務リスク、システムリスク、情報漏えいリスク等多岐にわたるため、各部門で業務に内在するリスクを抽出し、リスクが顕在化した場合の影響度合いによりマネジメント対象を選別し、対応方針を定めその発現を抑制することを基本的方針としています。

●リスク管理体制図

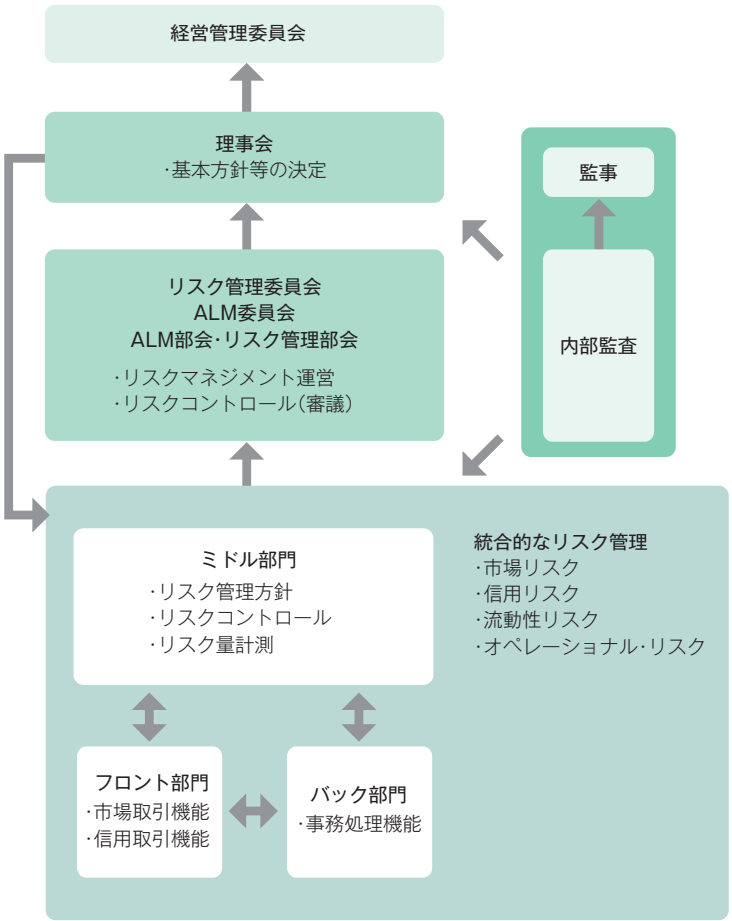

法令遵守体制

●コンプライアンス基本方針

当会は農業協同組合法をはじめ、民法や商法、政省令など様々な法令の適用を受けており、また公共性の高い信用事業を営むうえで、会員やお客さまからの高い信頼を得るためにもコンプライアンスは経営の最重要事項の一つであると考えています。

このため、役職員の行動規範として「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め、設立の意義や社会的使命の達成に向けて努力しております。

◇コンプライアンスにかかる基本方針

1. 基本的使命と社会的責任
2. 質の高いサービスの提供
3. 法令等の厳格な遵守
4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応
5. 透明性の高い組織風土の構築
6. 持続可能な社会への貢献

●コンプライアンス運営態勢

内部組織として、統括部署を設けるとともに常務理事を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、経営層との意思疎通を図りつつ全会的な向上に取り組んでいます。

取り組み方法としては、毎年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、その実行と検証・評価等を通じ意識の徹底と高揚に努めております。今年度も、役職員の階層別研修や通信教育の受講、各部門内でのコンプライアンス活動やコンプライアンスオフィサー資格の取得などを計画しており、その実行状況は統括部署、コンプライアンス委員会などでそれぞれ検証していきます。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守
当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
2. 利用目的
当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。
なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。
当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
3. 適正な取得
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
5. 第三者への提供
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。
なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
6. 機微（センシティブ）情報の取扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
7. 匿名加工情報の取扱い
当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
8. 開示・訂正等、利用停止等
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
9. 継続的な改善
当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。
10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出
当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

以上

①開示等の求めのお申出先窓口

当会の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申出下さい。なお、取引内容等に関するご照会は、直接取引窓口にお尋ね下さい。

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
山梨県信用農業協同組合連合会

・貯金業務に関する窓口　食農法人営業部　055-223-3516
・融資業務に関する窓口　〃　055-223-3521
・農業金融業務に関する窓口　〃　055-223-3526
・その他窓口　リスク管理部　055-223-3513

②保有個人データの取扱いや個人データの安全管理等に関する苦情等のお申出先窓口

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
山梨県信用農業協同組合連合会

リスク管理部　055-223-3513

利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

（1）お客さまと当会の間の利益が相反する類型

○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。

○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（2）当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

○接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

（1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

（2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

（3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。

（4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

（5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

（1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

（2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

（3）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

（4）その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

（1）当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

（2）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JA 山梨信連　総務企画部（055-223-3514）までご連絡ください。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するに当たっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための体制整備に努めます。

金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
   また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
   また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
   また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。
   具体的には、
   (1)関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
   (2)融資担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」とし、融資担当部署に「金融円滑化管理担当者」を設置して、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1. 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。
   また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

3. 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

4. 当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。

貸出についての考え方

当会は、JAにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさまの大切な資金を安全にお預かりするとともに、農業関連に対する貸出はもとより、地元企業や公共団体などの幅広いニーズに対応し、農業をはじめとする地域産業の育成・成長やJA組合員および地域経済の発展に寄与するための融資を積極的に行ってまいります。

内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会全部署を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、遅滞なく経営管理委員会に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●内部監査体制図

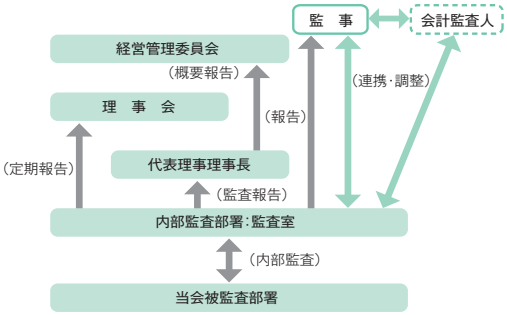

財務報告の信頼性確保と内部統制強化

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するため、内部統制に関する基本方針を制定しています。

なお、財務報告に係る内部統制の有効性については、毎年整備・運用状況の評価を行い、「財務報告の信頼性」確保に努めております。

金融 ADR 制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに JA バンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

○当会の苦情等受付窓口

電　話

・貯金業務に関する窓口　食農法人営業部　０５５－２２３－３５１６
・融資業務に関する窓口　食農法人営業部　０５５－２２３－３５２１
・金融円滑化に関する窓口　食農法人営業部　０５５－２２３－３５２１
・農業金融業務に関する窓口　食農法人営業部　０５５－２２３－３５２６
・そ　の　他　窓　口　リスク管理部　０５５－２２３－３５１３

受付時間　９：００～１７：００　月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

○一般社団法人 JA バンク相談所

電　話　０３－６８３７－１３５９
受付時間　９：００～１７：００　月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

なお、下記弁護士会の利用に際しては、当会の苦情等受付窓口または一般社団法人 JA バンク相談所にお申し出下さい。

○山梨県弁護士会民事紛争処理センター

電　話　０５５－２３５－７２０２
受付時間　９：３０～１７：００　月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

○東京弁護士会紛争解決センター

電　話　０３－３５８１－００３１
受付時間　９：３０～１２：００　１３：００～１５：００　月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

○第一東京弁護士会仲裁センター

電　話　０３－３５９５－８５８８
受付時間　１０：００～１２：００　１３：００～１６：００　月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

○第二東京弁護士会仲裁センター

電　話　０３－３５８１－２２４９
受付時間　９：３０～１２：００　１３：００～１７：００　月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

JA グループ・JA バンクシステム

JA グループの仕組み

JA グループは地域段階の JA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織で、組合員並びに地域の利用者のみなさまに、便利で安心なグループとしてご利用いただけるよう信用事業のほか、指導・経済・共済・厚生等の事業を展開しております。

そのうち信用事業は、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、全国の JA・信連・農林中金（JA バンク会員）で「JA バンク」を構成し、実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しております。

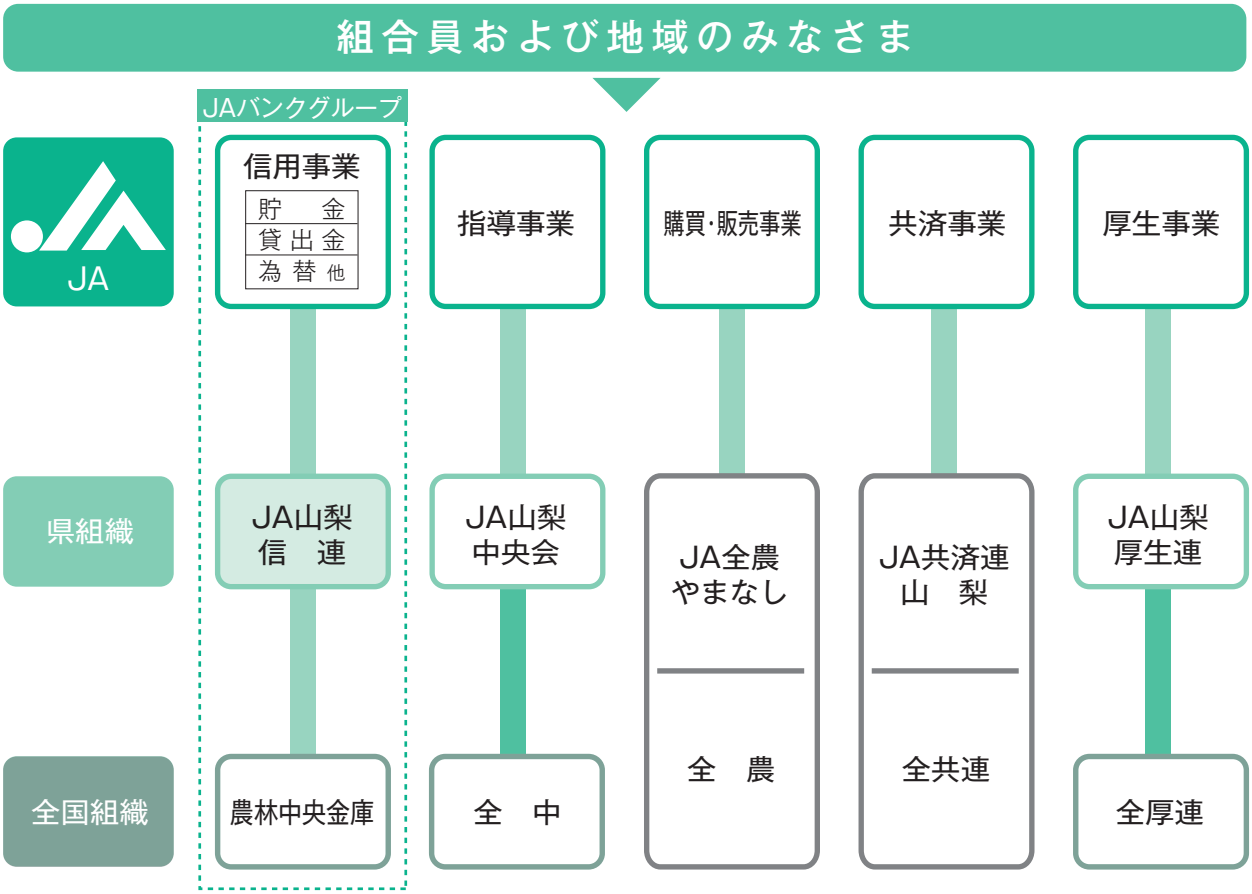

JA バンクシステムの仕組み

JA バンクは、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者のみなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JA バンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活躍する「JA バンクシステム」を運営しています。

「JA バンクシステム」は、「破綻未然防止システム（JA バンク全体としての信頼性の確保）」と「一体的事業運営（良質で高度な金融サービスの提供）」を２つの柱としています。

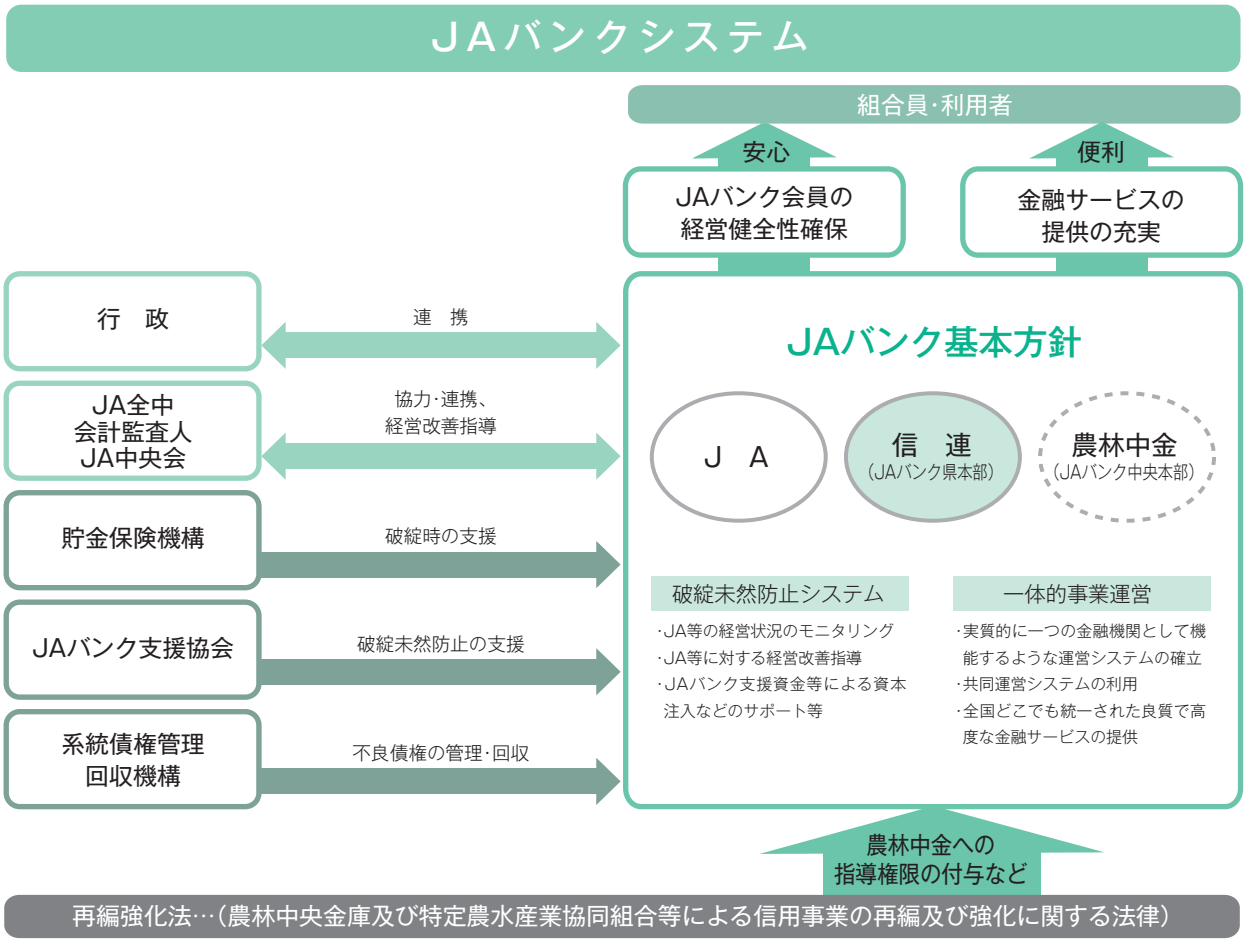

破綻未然防止システムによる JA バンク全体としての信頼性確保

JA バンクは、国の公的な制度である「貯金保険機構」に加え、JA バンクシステムに基づく自主的な「破綻未然防止システム」で支えられており、組合員・地域のみなさまに安心してご利用いただけるよう、JA バンク全体の信頼性向上と金融機能維持に向けた取り組みを行っています。

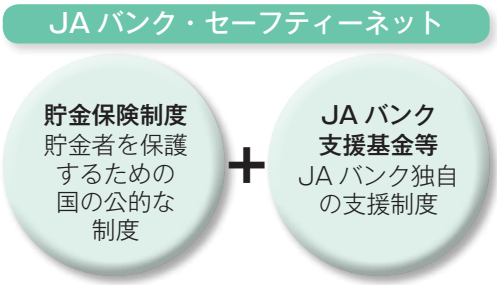

「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

事業の概要

経営環境

新型コロナウイルス感染症により、幅広い国や地域において外出の制限や営業活動の停止措置などの感染防止策がとられました。日本経済は、この影響から大きな振幅を伴いながら、総じて厳しい状態が続いております。日本銀行は、3月に「より持続的な金融緩和を実施していくための点検」を行い、「貸出促進付利制度」の創設、長期金利の変動幅の明確化と「連続指値オペ精度」の導入、「ETF 及び J-REIT の年間増加ペースの上限」を感染症収束後も継続、を決定しました。

金融情勢において、無担保コール翌日物金利はマイナス圏で推移しました。長期金利の目安である新発 10 年国債利回りは、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、各国大規模な金融緩和を行ったことから 3 月にかけて急低下しました。4 月以降は、各国の積極的な財政政策や経済再開による景気底入れ期待などから水準をやや上げ低位で安定しました。年後半には、バイデン政権の 1.9 兆円規模の追加緩和対策や、日銀が政策点検で長期金利の許容変動幅を広げるとの見方から大幅に上昇しました。その後は、低下基調となり水準感をやや落とし安定しております。

日経平均株価は、積極的な金融性格・財政政策を背景に堅調に推移しました。10 月末以降、米国大統領選挙でバイデン氏の勝利が強まったことや、新型コロナウイルス・ワクチンの実用性の可能性が高まったことなどが転換点となり、大きく上昇して一時 3 万円を超える場面も見られました。その後は、日銀の金融政策決定会合の影響を受けやや水準を下げて推移しております。

ドル円相場は財政政策の影響を受け、5 月以降じりじりと円高基調で推移しました。年明けから、コロナワクチン普及による米経済正常化期待から米金利が上昇したことにより、ドル円は大きく上昇して 110 円を超える場面がありました。その後はやや水準を低下させ推移しております。

農業情勢では、人口に伴う国内マーケットの縮小、農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、グローバル化の一層の進展、さらにはコロナウイルス感染症など多くの課題に直面しています。

政策面では、新たな食料・農業・農村基本計画が実施されており、人口減少が本格化する社会にあっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、食料自給率の向上・食料安全保障の確立を図ろうとしています。JA グループにおいて 28 回 JA 全国大会で提起された「創造的自己改革の実践～組合員とともに農業・地域の未来を拓く～」での重点課題である「農業所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」「持続可能な経営基盤の確立・強化」を踏まえ、県域として JA バンク山梨中期戦略（2019 ～ 2021 年度）で掲げた①農業・地域の成長支援、②貸出の強化、③ライフプランサポートの実践、④組合員・利用者接点の再構築、⑤内部管理態勢構築・健全性確保、の５つの視点で具体的実践事項について引き続き取り組みました。また、本会は中期経営計画（2019 ～ 2021 年度、「JA バンク山梨、改革の実践」）で掲げた① JA バンク山梨中期戦略完遂に向けた機能提供及び充実、②最適な調達・運用戦略を通じた安定的な収益還元の実現、③環境変化に適応した経営基盤の強化、の３つの基本目標に、県域リーダーシップの発揮を含め“信連変革”と“経営改善”に引き続き取り組む中、長引く超低金利環境に新型コロナ・ウィルス感染拡大による金融市場の不安定要素も折り重なり、運用環境は一層厳しさを増しております。

業　績

●金融推進業務

今年度は、JA バンク山梨中期戦略（令和元～令和３年度）の２年目として、JA バンク山梨中期戦略に掲げる５本柱（Ⅰ農業・地域の成長支援、Ⅱ貸出の強化、Ⅲライフプランサポートの実践、Ⅳ組合員・利用者接点の再構築、Ⅴ内部管理態勢構築・健全性確保）の着実な実践に向け、重点実践事項の推進項目に取り組みました。

JA バンク自己改革については、農業者等ニーズの把握や適切な資金対応等、農業メインバンク機能の発揮により、農業所得の向上に不断に取り組みました。また、地域活性化や総合事業としての収益力向上に向けて、JA 営農・経済事業の成長・効率化の取り組みを進めました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者のみなさまの経営や資金繰り等に関する相談窓口を設置するとともに、特別融資制度の取り扱いを開始するなど金融面での支援を行いました。

農業融資の維持・拡大については、“利子補給”と“保証料助成”の２つの付加価値を通じて商品性を高めたなかで、県域全体で積極的な PR・営業活動を展開したことにより、３月末残高は 10,436 百万円（前年度末比 18.5%増）と大きく伸長しました。

JA 貯金については、新型コロナウイルス感染症拡大を背景とした消費抑制の動きから、３月末の総貯金残高は 7,622 億円（前年同月比＋ 2.8%）、個人貯金残高は 6,298 億円（前年同月比＋ 3.5%）となりました。

JA 貸出金については、競争力のある金利設定や住宅関連会社向け営業の強化により JA 住宅ローンが伸長したこと等から、３月末の総貸出金残高は 1,363 億円（前年同月比＋ 0.5%）となりました。また、ネットチャネルの利用促進によるマイカー・教育等小口ローンの残高伸長にも取り組みました。

生活メインバンク機能の強化にかかるキャンペーン等の主な取り組みについては、新しい生活様式に対応した非対面サービスをご提供するため、夏季に個人インターネットバンクのキャンペーンを展開したほか、春季に新生活応援キャンペーンを実施し、新社会人等の新規口座開設時やローン利用者に対して個人インターネットバンク、給振、JA カードをお勧めしました。

人材育成への取り組みについては、JA 職員向けに集合研修、通信教育、検定試験を開催し、農業融資や各種ローンの提案力強化に取り組むとともに、窓口・渉外担当者の現場営業力強化に向けて、相続相談等にかかる研修メニューの拡充にも取り組みました。

JA の健全性確保の取り組みについては、中央会系統と連携し、「JA バンク基本方針」に基づき JA 財務モニタリングおよび JA 体制整備モニタリングを実施しました。

事務管理態勢の充実・強化に向けた取り組みについては、JA 店舗巡回指導や事務手続研修会等の実施により、JA における自店検査の定着化・事務管理態勢強化に取り組みました。

また、監査人監査を受監するうえで必要な内部統制水準を維持・確保するため、リスクアプローチ監査等にかかる研修会を実施。JA 信用事業内部統制の構築に取り組みました。

農業金融分野の取り組みについては、県域農業金融センターを中心に JA・農林中央金庫との連携のもと、農業所得増大等に向けた農業資金の対応力強化と機能発揮を最優先課題に掲げ、利子補給・保証料助成による借入経費の負担軽減に資する付加価値を提供したほか、「やまなし新規就農者応援ローン」、「アグリマイティー資金」など農業資金の充実、ファンド活用の提案を含む資金ニーズの掘り起こしに向けた恒常的な訪問活動を展開しました。このような取り組みにより、農業資金新規実行実績は 3,216 百万円（前年度比 3.8%増）を確保しました。

また非金融分野においても、本県農業の持続可能な発展に向けた担い手の確保・育成をはじめ、農業経営の合理化・高度化等担い手の多様なニーズへの対応として、新規就農応援事業の展開、マッチング支援、法人化推進、経営相談機能の提供、若手農業者向け経営セミナーの開催に加え、農家子弟に対する農業用機械リース助成など、県域担い手サポートセンターや山梨県、関係機関・団体と連携した様々な支援事業も手掛け、多面的な取り組みを展開しました。

当会年金センターにおいては、JA 年金相談会への職員（社会保険労務士）の派遣や委任状に基づく年金制度加入記録の調査、年金額の試算および年金請求手続きの代行等、JA の年金受取口座の新規獲得を事務面からサポートするとともに、JA 年金担当者の育成にも取り組みました。

●貯金・為替業務

貯金業務については、JA からの受入を中心に、期末残高は 5,905 億円（増加率 1.3%）、平均残高は 6,044 億円（増加率 2.9%）となりました。

為替決済業務については、事務の更なる合理化・効率化に向け新たな集中化業務の検討を行うとともに、各種集中業務の運用および事務堅確性の向上に取り組みました。

また、ペイジーやネットバンク等のチャネルの取扱いを推進しお客様の利便性向上に取り組みました。

●融資業務

地域金融機関として地場産業の振興に寄与すべく県内優良法人との取引深耕、新規取引に向けて積極的な営業活動を展開いたしました。特に農業の維持発展や地域経済活性化に資する農業法人等に対して積極的に取り組んだことにより、期末残高 742 億円（増加率 8.0%）、平均残高 707 億円（増加率 9.4%）となりました。

受託貸付金については、日本政策金融公庫（農林水産事業資金）は新型コロナウイルスの影響による資金需要の増加に伴い、新規実行案件が大幅に増加、日本政策金融公庫（教育資金）は昨年並みの実績で推移し、日本政策金融公庫資金全体として、期末残高は 67 億円（増加率 36.0%）となりました。住宅金融支援機構資金については昨年並みの実

績で推移し、期末残高は 19 億円（増減率△ 12.9%）となりました。受託貸付金全体としては、期末残高は 86 億円（増減率 21.1%）となりました。

●余裕金運用業務

有価証券については、定例取得、レンジ取得等による債券を中心とした運用に取り組むとともに、市場動向を見極めながら株式や受益証券、金融派生商品等による補完的運用にも取り組みました。また、売却益に過度に依存した収益体質から安定した利息収益の確保への体質転換を図るべく、中期的なポートフォリオの枠組み構築およびリスク管理の高度化に取り組みました。一方で、売却益の確保を目指したなかで保有している有価証券等が過大な評価損を抱えており、本会財務の健全性確保の観点や単年度収益への影響を中期的な視点を含めて考慮のうえ、評価損解消を行いました。この結果、期末残高は 577 億円（増加率△ 56.2%）、平均残高は 1,433 億円（増加率 46.7%、貯証率 23.7%）、キャピタル益△ 17 億円（増加率△ 252.3%）となりました。

預け金については、本会の資金繰りを最優先に資金を確保しつつ、農林中央金庫の預金施設を基本に系統定期を中心とした運用に取り組み、期末残高は 4,508 億円（増加率 12.3%）、平均残高は 3,939 億円（増加率△ 9.6%、貯預率 65.2%）となりました。

●電算業務

信用事業の全国統一システム（JASTEM システム）の県域機能として、信用事業県センターシステム・県内ネットワークシステム・窓口端末機・自動化機器（ATM）等の安定稼動を最優先事項と位置づけ、その運用・管理に取り組みました。

今年度は県内ネットワークシステムの保守期限到来および南別館・電算棟からの退去を見据え、同ネットワークシステムを更改するとともに、ネットワーク拠点を県内のデータセンターへ移転する取り組みを実施し、現在に至るまで安定稼動を続けております。

また、信用事業県センターシステムの運営業務を他県域の電算センターへ業務委託を行い、段階的にシステム移行を行う方針に基づく、継続的な取り組みとして、今年度は第２段階の移転計画を整理、令和３年度中の完遂を目指し、計画を実施することしております。

あわせて、JA 担当者向けのオペレーション研修会を開催し、電算業務にかかる問い合わせ対応を行うとともに、JASTEM システムに関連する必要な情報を適宜 JA へ提供いたしました。

●経営管理

経営基盤の確立に向けて、適切な経営管理態勢（ガバナンス）のもと、全ての業務にわたる法令等遵守（コンプライアンス）、利用者の保護と利便性向上および各種リスクについて的確なリスク管理に取り組みました。また、経営管理機能の強化のため、全社的な内部統制に関する評価を実施、統一事務手続に則り堅確的かつ標準的で適切な事務処理を行うとともに、主な業務については内部統制による整備状況・運用状況有効性評価を実施しました。

今年度は中期経営計画の中間年度であったことから、進捗管理を強化することによる計画の着実な実践に取り組みました。収支環境は、日銀による金融緩和政策において、長期金利が一定の範囲内での推移となる中、本会の短期調達・長期運用構造において非常に厳しいものとなりました。

主要資金については、「リスクマネジメント基本方針」に則った適切なリスク管理のもと、年度運用方針等に基づき資金運用に取り組みました。国内外の金融政策・経済動向等、非常に不透明な市場環境の中、金融情勢等の的確な把握および分析に努めました。また、長期的視点に立った収益の確保と金融規制（IRRBB）へ対応するため、ALM による資金収支シミュレーションを活用し、将来に渡る規制遵守と収益確保の両立に取り組みました。

現状は低金利環境が長期化しており、貸出金・有価証券などの資金運用において一定の収益を確保するためには、運用量の拡大、新規商品取り組みによる運用資産の多様化など相応のリスク量を保有する必要があり、本会では、リスク量管理の精緻化を図りつつ、経営の持続性・安定性に繋がる「リスク管理の高度化」への取り組みを継続的に行っています。

監査については、内部監査として、年間監査計画に基づき全部署へ定期監査を実施しております。

また、農業協同組合法第 37 条の２第３項の規定（会計監査人設置組合への計算書類および附属明細に関する監査）に基づく、みのり監査法人による監査のほか、監事監査を受監し、内部管理態勢、事務処理の健全化・適正化に努めました。

主要勘定の状況

（単位：百万円）

区　分	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
経常収益	6,879	6,902	8,000
経常利益	180	747	△ 1,952
当期剰余金	214	635	△ 1,993
貯金残高	562,862	582,628	590,558
貸出金残高	64,740	68,755	74,290
預け金残高	435,714	401,525	450,766
有価証券残高	82,501	131,826	57,747

経常収益（百万円）

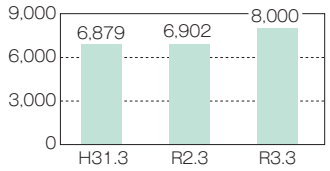

経常利益（百万円）

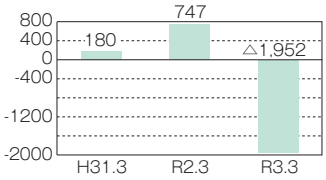

当期剰余金（百万円）

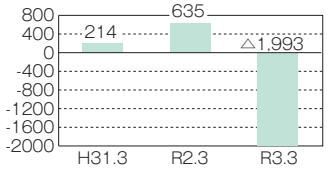

貯金残高（百万円）

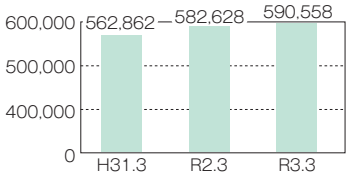

貸出金残高（百万円）

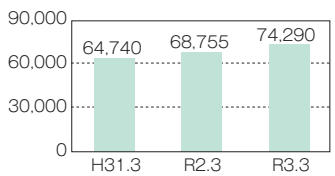

預け金残高（百万円）

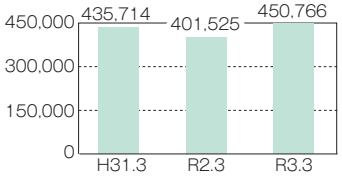

有価証券残高（百万円）

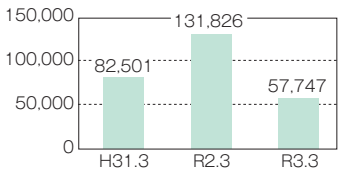

自己資本比率

自己資本比率の推移（%）

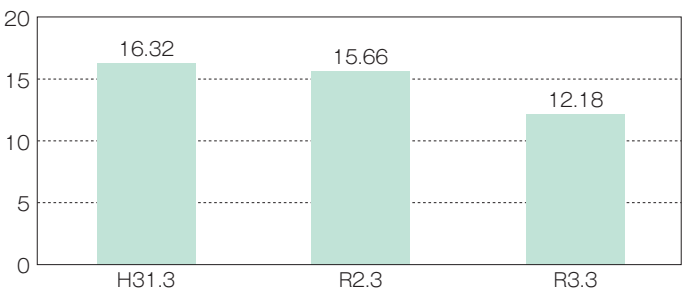

令和2年3月末	令和3年3月末
15.66%	12.18%

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

区　分	令和２年３月末	令和３年３月末	増減
破綻先債権額	－	－	－
延滞債権額	21	20	△１
３ヵ月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	14	14
合計	21	34	13
貸出金残高	68,755	74,290	5,535

（注）1.〔破綻先債権〕
元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち法人税法施行令第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸出金です。
2.〔延滞債権〕
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3.〔３ヵ月以上延滞債権〕
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
4.〔貸出条件緩和債権〕
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および３ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

金融再生法開示債権の状況

（単位：百万円）

債権区分	令和２年３月末	令和３年３月末	増減
破産更正債権およびこれらに準ずる債権(1)	16	15	△１
危険債権(2)	5	5	0
要管理債権(3)	－	14	14
金融再生法分類債権総額(4)＝(1)＋(2)＋(3)	22	35	13
保全額(5)＝(6)＋(7)	22	20	△２
担保・保証等による保全額(6)	21	19	△２
貸倒引当金(7)	0	0	0
保全率(5)／(4)	100.00%	57.14%	△42.86%
正常債権(8)	69,784	75,360	5,576
総与信額(4)＋(8)	69,806	75,396	5,590

［総与信額］75,396百万円
（令和３年３月末）

うち金融再生法開示債権総額
35百万円（0.04%）

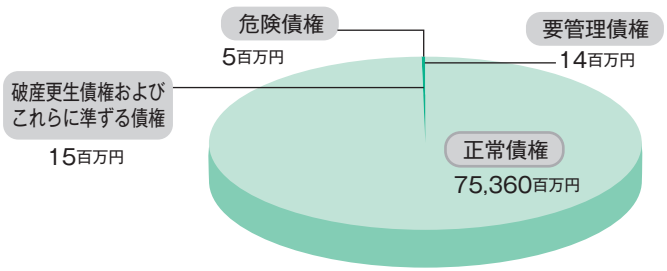

（注）1.〔破産更生債権およびこれらに準ずる債権〕
破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻状態に陥ってる債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権。
2.〔危険債権〕
経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
3.〔要管理債権〕
基本的には、３ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権。
4.〔正常債権〕
債務者の財務状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連合会として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

当会はJAバンク山梨中期戦略を踏まえて、中期経営計画（令和元～令和３年度、「JAバンク山梨、改革の実践」）を策定し、「JAバンク基本方針の遵守を事業継続の必要条件と位置づけ、会員への機能提供、安定的な収益還元、そのために必要な経営基盤強化を行う」ことを基本方針として、経営数値目標や各重要課題に取り組むこととしています。

中期経営計画では基本目標として下記の３項目を掲げて、基本目標毎に設定する実践方策に対する具体的な実践事項を定め、取り組むべき事項を明確に位置づけています。

基本目標	Ⅰ. JAバンク山梨中期戦略完遂に向けた機能提供の拡充
	Ⅱ. 最適な調達・運用戦略を通じた安定的な収益還元の実現
	Ⅲ. 環境変化に適応した経営基盤の強化

令和３年度は中期経営計画の最終年度として、基本目標の達成に向け、引き続き以下の事項を解決すべき重要な課題と位置づけ、県内信用事業の発展に資する取り組みを実施してまいります。

（イ）安定した収益還元に向けた持続性を高める収益構造の転換

超低金利の運用環境の長期化が懸念されるなか、持続可能な収益構造への変革が問われています。このような状況において安定した収益還元を行うためには、様々なリスクをコントロールしながら安定性と収益性のバランスをこれまで以上に重視した資産ポートフォリオに転換する必要があります。モニタリング強化やリスク計量化、シミュレーションの精緻化、効果的なストレステストを実施するなど、高度なリスク管理態勢の構築に向けて取り組むとともに、リスク量の増大に備えた厚みのある内部留保を着実に積み上げて財務の健全性の確保・維持を図ります。またこうした課題に付随して、今年度から本格的に取り組んでいる経費削減については、これまで以上に加速・強化して取り組みます。

（ロ）JAの収益構造変革に向けた機能提供の強化・拡充

県域JAの持続可能な経営に向けては、信用事業の効率化・合理化を図りながら低コストでスリムな経営体質へと転換しなければならないことから、店舗・ＡＴＭ再編をはじめ営業店システムや共用ハンディ端末機の導入、非対面チャネルの利用促進など、収益構造変革に向けた基盤固めを積極的に支援します。また、貸出金の取り組み強化やライフサポート事業の強化・拡充を通じた安定的な収益確保に加え、これまでの信用事業の枠組みに捉われない高度な機能提供にも積極的に取り組むこととして、営農・経済事業の成長・効率化戦略による収益構造変革を皮切りに、県域JAの事業運営の将来的な構想や道筋を含め事業経営を総合的に支援・助言するコンサルタント機能を提供します。

（ハ）業務執行体制の強化

上記（イ）（ロ）の課題解決に向けては、業務執行体制も強化する必要があることから、ＰＤＣＡサイクルに基づく事業計画の実践強化、業務効率化・合理化・スリム化、重点分野の体制・人員強化、成果主義による人事制度改革、人材育成の強化などを中心に必要な手立てを講じることとします。

地域貢献情報

当会は、山梨県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に貢献する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内の JA にお預けいただいた組合員および地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする組合員のみなさま方、JA や農業に関連する企業・団体、県内の地場企業や団体および地方公共団体などにもご利用いただいております。

当会は農業を営まれる組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JA との強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

地域からの資金調達状況

県内 JA やその関係諸団体をはじめ、組合員・地域のみなさまからも貯金をお預かりしております。貯金・定期積金のほか、国債等さまざまな商品を取り揃えています。

［貯金残高］590,558 百万円
（令和３年３月末）

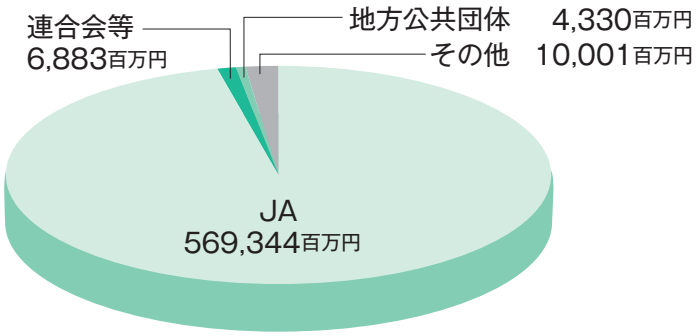

地域への資金供給状況

県内 JA やその関係諸団体への融資をはじめ、組合員・地域のみなさまの暮らしや農業者・事業主のみなさまの必要な資金をご融資しています。

［貸出金残高］74,290 百万円
（令和３年３月末）

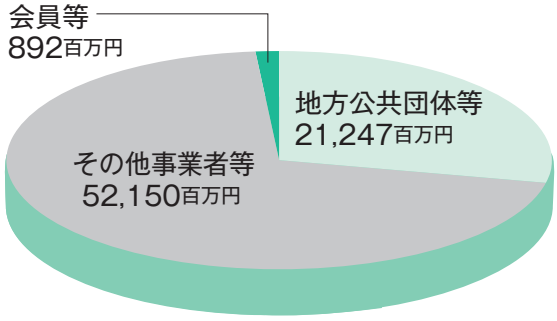

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

「JAバンク食農応援事業」教材本贈呈事業

JA バンク山梨では、子供たちの農業に対する理解を深め、農業ファンを拡大し、地域発展への貢献を目的に JA バンクが一体となり展開している「JA バンク食農教育応援事業」に取り組んでおります。

子どもたちが食・環境・農業への理解を深めることを願い、補助教材「農業とわたしたちのくらし」約 1 万冊を県内全小学校に贈呈するとともに、JA が実施している子供たちへの農業体験などの食農教育を対象とした JA バンクアグリ・エコサポート基金による費用助成事業を活用し、地域小学生への農業に対する理解促進を目指す活動を拡充しております。

「JAバンク食農教育応援事業」　食農教育出張授業

JA バンク山梨では、全国展開する「JA バンク食農教育応援事業」の県域実践活動の一環として、園児・小学生やその保護者に対し、県産食材を通じて“農業”と“食”の大切さや関わりなどを伝え、興味や関心を高めるための「JA バンク山梨食農出張授業」を実施しました。新型コロナウイルス感染予防対策を図りながら、県内小学校・保育所などの子どもたちに参加いただきました。

女性農業者向け各種イベントへの参加

女性活躍を後押しする「山梨県・女性起業支援プロジェクト」「次代を担う女性農業者地域リーダー育成セミナー」等の各種イベントに参加し、女性農業者との情報交換・支援に取り組んでいます。

農業者、中小企業等の経営改善の取り組み状況

当会は、協同組合金融機関として農業者、中小企業者のみなさまに必要な資金を円滑に供給することを重要な役割と位置づけ、金融円滑化にかかる基本的方針に則り、責任者を定め、組織横断的な協議体制を整え、経営支援に取り組んでおります。

具体的には、他金融機関と連携した中で、再建を目指す中小企業者に対し、条件変更を実施し、再建の支援を行っております。

各種農業関連イベントへの参加

県内の農畜産物を消費者により身近に感じてもらうよう、「山梨を食べよう」をキャッチフレーズに果実・野菜の即売会の開催、また「山梨県農業まつり」等農業関係イベントへの積極的な参加をしました。

年金友の会への支援

JA では年金受給者を対象に「年金友の会」を組織して各種活動を行っています。当会では JA を通じてこれらの活動を支援しております。

年金相談会

当会年金センターでは、社会保険労務士による年金相談を常時受け付けております。

また、JA で実施する年金相談会に社会保険労務士を派遣し、地域のみなさまの年金に対する相談にお答えしております。

JA バンク山梨では、お客さまにとって第２の人生の「良き友」であり、今まで働いてきた「証」である年金について、これから受給されるみなさま、あるいは、現在受給中のみなさまのお役に立てるよう努めております。

住宅ローン相談会

各 JA では、定期的に休日相談会を開催しております。

JA 住宅ローンは、新築・購入をはじめ、増改築・外装工事など、住宅に関するさまざまな用途にご利用いただけます。

また、すでにご利用の住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。

団体献血の実施

地域社会の一員として地域医療に貢献するため、JA 山梨県連グループ献血友の会会員として団体献血に多くの役職員が参加しました。

地域の清掃活動参加

経営方針に基づき、地域社会の一員としての責任を果たすため地域の清掃活動を行いました。多くの役職員が参加し、地域環境保全活動に取り組みました。

JA バンク自己改革の取り組み

当会は、中期経営計画（令和元～令和３年度、「JA バンク山梨、改革の実践」）を策定し、会員 JA への安定的還元はもとより、「JA バンク自己改革」の継続した取り組みに、役職員一丸となって総力を結集し、地域農業の発展・農村地域の活性化にむけて、地域のみなさまに、より一層必要とされる存在を目指します。

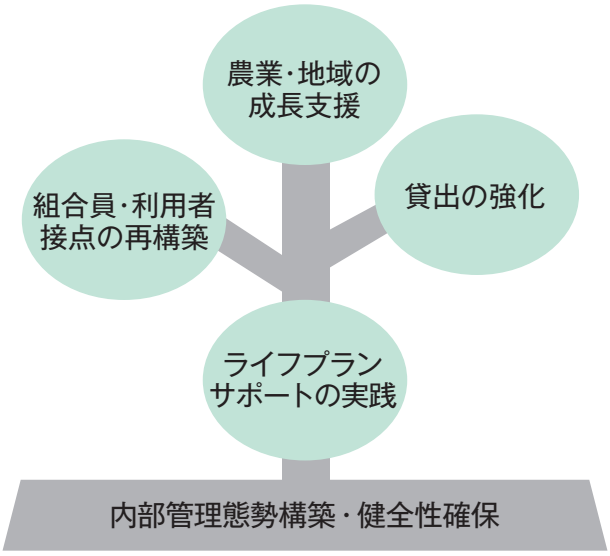

地域農業の振興・発展と担い手支援への取り組み

「JAバンク山梨ニューファーマー育成スクール」の開催

JA バンク山梨では、本県農業の将来を担う若い農業者の高度な農業経営モデルの確立に向け、「JA バンク山梨ニューファーマー育成スクール」を開催しております。

受講者は令和２年 11 月から３カ月間で、全 12 カリキュラムをこなし農業経営のスキルを習得しました。

「農業経営法人化研修会」「農業経営戦略会議」の参加

JA バンク山梨では、県内農業の活性化に向けた取り組みの一環で、山梨県との共催事業として農家の法人化をテーマに、令和２年 11 月９日、令和２年 12 月 10 日の２回にわたり、ベルクラシック甲府で農業経営法人化研修会を開催しました。また、県が主催する「農業経営戦略会議」に月一回参加し、行政・専門機関・金融機関の多方面から、担い手支援に取り組んでいます。

農業経営相談機能「AgriweB（アグリウェブ）」の提供

JA バンクの農業経営応援サイト「AgriweB（アグリウェブ）」を活用して、県域の農業経営者に営農関連情報や意見交換の場、専門コンサルタントによる相談サービスを、インターネットを介して無償で提供しました。

農業担い手金融への取り組み

JA バンク山梨では、農業担い手に対する金融支援のため、県内全 JA に「担い手金融リーダー」を設け、JA 農機ハウスローンや農業近代化資金を中心に農業融資に積極的に取り組み、地域農業の維持・発展に向けた金融仲介機能を提供しております。

資金名	概　　要
JA 農機ハウスローン	組合員の方が農業生産性向上のための農業用機械、ハウス等を取得する際に、迅速かつ簡便にお借り入れいただける資金です。
農業近代化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期で低利な制度資金です。施設の取得・拡張・設備、機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。「認定農業者」の方は、さらに利子補給・助成の優遇措置が受けられます。
JA アグリマイティー資金	施設の取得・拡張・設備、機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できます。
JA アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる「認定農業者」の方に対し、農業経営に必要な運転資金を低利で提供する短期の運転資金です。
JA 担い手応援ローン	JA において税務対応支援を受けられている組合員の方のための農業生産に必要な短期運転資金です。
やまなしアグリビジネスローン	農業法人を中心に個人農家を含めた多様な担い手に対するサポートローンとして、農業生産や農産物の加工・流通・販売等に関する運転資金・設備資金等の事業性資金に対応しています。
やまなし新規就農者応援ローン	農機具や農業用資材の購入をはじめ、住宅取得、農地の取得・改良など、新規就農後の経営安定化に向けて必要となる幅広い資金調達をサポートします。
やまなし農地再生支援資金	遊休農地・耕作放棄地を所得・再生するための資金のほか、その土地を利用した農産物の生産に関わる設備資金や運転資金にも対応しています。
JA 災害緊急資金（新型コロナウイルス感染症対策資金）	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、被害・影響を受けられ大幅な収入の減少（減収）をされた組合員をサポートします。

トピックス

各種キャンペーン

JA バンク山梨では、新社会人等の新規口座開設時やローン利用者に対して個人インターネットバンク、給振、JA カードをお勧めする「JA バンク山梨新生活応援キャンペーン」に取り組みました。

令和３年度においても、お客さまのライフイベントに応じた各種キャンペーン等に取り組んでまいります。

JA ネットバンク

JA バンク山梨では、窓口や ATM に行かなくても、パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会やお振込みなどの各種サービスをお気軽にご利用いただけるインターネットバンキングを推奨しております。

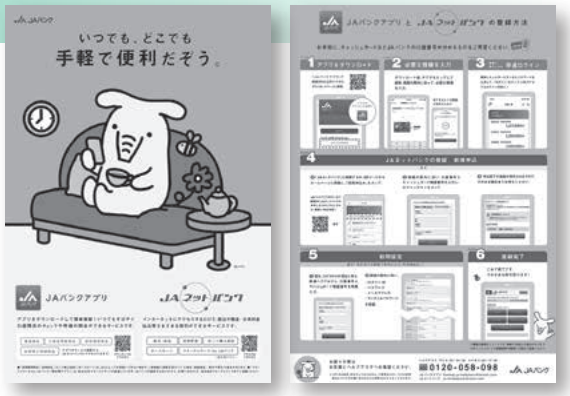

各種ローンの取り扱い

JA バンク山梨では、お客さまのさまざまなライフプランやニーズにあわせて、各種ローンを取り扱っております。

- JA 住宅ローン「とくとくプラン」は、住宅の新築・住宅の増改築などさまざまな用途や、すでにご利用の住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。また、JA カードのご利用等で金利が軽減されます。
- 「JA マイカーローン」は、新車や中古車の購入をはじめ、車検費用・運転免許の取得・カーナビ等のご購入などカーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。また、JA との取引内容に応じて金利が軽減されます。
- 「JA 教育ローン」は、入学金や授業料をはじめアパート家賃等の、ご家族の教育に関する資金にご利用いただけます。また、お子さまの在学中は元金の返済を据え置くことができます（利息のみ返済）。

Jリーグへ協賛

JA グループでは、山梨県に本拠地を構える「ヴァンフォーレ甲府」へ協賛し、チームの活躍に声援を送っております。

主な事業の内容

貯金業務

会員 JA や連合会などの農業団体および地方公共団体はもとより、地域のみなさまや事業主のみなさまからの大切な貯金をお預かりしております。みなさまの幅広いニーズにお応えできるように各種貯金を取り揃え、有利な資産づくりと豊かなくらしのお手伝いをしております。

また、JA を通じて振り込まれる農産物代金、年金、給与、公金の取りまとめや一括払込業務などを行っております。

●お取り扱い商品のご案内

貯金の種類	特　　色	期　　間	お預け入れ金額
当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1 円以上
普通貯金	・おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1 円以上
決済用貯金	・貯金保険制度において全額保護の対象となります。ただし、利息は付保されません。	期間の制限はありません。	1 円以上
通知貯金	・1 週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7 日以上	50,000 円以上
納税準備貯金	・税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1 円以上
スーパー定期	・最長 5 年間までニーズにあった期間でお預け入れできる定期貯金です。	1 ヵ月以上 5 年以内	1 円以上
大口定期貯金	・1,000 万円以上のまとまった資金の運用に最適な商品です。	1 ヵ月以上 5 年以内	1,000 万円以上
変動金利定期貯金	・市場金利に応じて 6 ヵ月ごとに金利が変更となる貯金です。	1 年・2 年・3 年	1 円以上
定期積金	・毎月一定額のお積立てにより、生活設計に合わせた無理ない資金づくりができます。	6 ヵ月以上 5 年以内	1,000 円以上

●**商品のご利用にあたって**…貯金に関しましては、約款の内容をご確認いただき、詳しくは、窓口にご相談ください。

融資業務

当会は、地域金融機関として、農業者、農業関連団体のみなさまはもとより、地元企業との結び付きを強め、融資業務を通じて地域経済の振興と発展に貢献します。特に地域農業の発展に資する農産物の加工、流通、販売事業者など、農業関連法人等への融資を積極的に行っております。

また、地方公共団体等で必要とされる低利で長期の資金需要には、豊富な当会資金をご融資し、豊かな「まちづくり・むらづくり」のお手伝いをします。

●主な取り扱い商品のご案内

	資金の内容	ご利用いただける方	資金のお使いみち	ご融資の条件など
農業向け資金	農業近代化資金などの制度資金、アグリビジネスローン、アグリマイティー資金などの要項資金	個人、農業団体および農業関連企業	農業に関連した、設備、機械等の取得、運転資金、災害資金など	それぞれの取扱要領で定められた条件によります。
一般資金	設備資金、運転資金など	一般企業等	設備、機械等の取得、運転資金、賞与、決算等の季節資金	資金のお使いみちなどに応じてご相談のうえ決定します。

●詳しくは、窓口にご相談ください。

受託貸付業務

JA 組合員をはじめ認定農業者、農業担い手のみなさまに対して日本政策金融公庫（農林水産事業）資金を、また教育資金の需要については同公庫（国民生活事業）資金にて、さらには住宅金融支援機構の受託金融機関として、地元にお住まいのみなさまの資金需要に対し、JA と一体となり対応しております。

資金・証券業務

当会がお預かりした貯金は、農業関連事業や商工業事業に対する融資を通じて地場産業の発展をお手伝いする一方、有価証券等の運用も行っております。

その運用方法は、安全性および流動性の確保に主眼をおき、農林中金への預金を中心に国債や株式等への投資を行っているほか、先物・オプション等の金融派生商品への取り組みも行っております。

電算業務

JAバンク山梨における貯金・貸出・為替・口座振替業務およびインターネットバンキング等の信用事業オンラインシステムは、JAバンクによる全国統一システム「JASTEMシステム」により安全かつ確実に処理を行っており、同システムの県域機能である信用事業県センターシステムや窓口端末機、自動化機器（ATM）等のシステムおよび県内ネットワークシステムの運用・管理の安定稼動に取り組んでおります。

また、JA窓口でのスムーズなお客さま対応が行えるよう、JASTEMシステムにかかる問い合せ対応および窓口端末機のオペレーション研修を行っております。

金融推進

JAに求められるニーズは、日々多様化、あるいは高度化しており、JAバンクにおける機能や役割も、より充実し、改善し続けることが必要となっております。当会は、「地域のみなさまから選ばれるJAバンク」を目指し、各JAと一体となり、みなさまのニーズにお応えするために、JAの総合力を活かした良質・高度なサービスの提供を行っております。

年金センター業務

年金受給者や年金受給予定のみなさまの様々な相談ニーズに応えるため、年金の専門知識を持った年金担当者の育成や年金相談会の支援等に積極的に取り組んでおります。

農業金融センター業務

農業金融センターは、JA・県域担い手サポートセンターをはじめ行政等関係機関と連携強化を図りながら、県域としての担い手支援を中心とした様々な施策展開を推進し、自らも農業融資業務を手掛けるほか、JA の担い手への対応力強化に向けた人材育成、営業活動、審査業務、相談業務など総合的な支援を行っています。

ローンセンター業務

ローンセンターは、JA バンクローン（住宅ローン・マイカーローン・教育ローン等）の審査業務、ハウスメーカーやお客さまからのローン相談に対応する営業業務、管理業務を担当しております。

研修業務

JA 職員を対象とした通信教育や集合研修を実施し、組合員および地域のみなさまのお役に立つ金融の専門知識を備えた人材の育成支援に取り組んでおります。

その他サービス

全国どちらの金融機関へでもご送金・お振り込み、また、手形・小切手代金のお取り立て等が安全確実に行えます。

みなさまの給与振込、年金のお受取り、国・県・市町村民税の収納、電気料、水道料などの各種公共料金の口座振替、クレジットカードの代金決済など決済業務を為替事務センター・手形センター等を通じて幅広くお取り扱いしております。

また、幅広い資産運用ニーズにお応えするため各種国債の窓口販売を行っております。

●その他商品

項　　目	内　　容
JA キャッシュサービス	JA のキャッシュサービスをご利用いただくと、全国の JA・信連・農林中金・コンビニ・ゆうちょ銀行・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・セブン銀行の CD（現金自動支払機）ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会ができます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK 放送受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金、当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
JA カード（クレジットカード）	「JA ならでは」の特典を備えた JA カードはお買い物、ご旅行、お食事などお客さまのサインひとつでご利用いただけます。また、お金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。JA カード一体型（IC キャッシュカードとクレジット機能が 1 枚になった便利なカード）も取り扱っております。
デビットカード	J-Debit（ジェイデビット）　このマークのあるお店で、端末に JA のキャッシュカードを差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のお支払代金が即時にお客さまの口座から引き落としされます。
JA ネットバンク	窓口や ATM にいかなくても、お手持ちのパソコン、携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが 24 時間いつでもお気軽にご利用いただけます。

（令和２年６月末現在）

●自動化機器の設置状況

JA バンクでは、全国の JA バンク ATM はもちろん、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、三菱 UFJ 銀行、JF マリンバンクに設置されている ATM がご利用できます。

	店舗内	店舗外
JA 設置	64	41
信連設置	（1）	0

（令和３年５月末現在）
※すべての自動化機器について IC 化対応済
※信連設置分はローソン銀行へ外部委託

手数料

●為替取扱手数料

（令和３年５月６日現在）

種類				当会	県内系統	県外系統	他金融機関
送金	普通扱				440円	440円	660円
振込	電信扱	窓口	３万円未満	220円	330円	440円	660円
			３万円以上	440円	550円	660円	880円
		インターネットバンキング（個人向け）	１万円未満	無料	55円	55円	220円
			３万円未満	無料	110円	110円	220円
			３万円以上	無料	220円	220円	440円
		法人インターネットバンキング	基本サービス（月額料）			1,100円	
			基本サービス＋データ伝送サービス（月額料）			2,200円	
			振込 ３万円未満	無料	110円	110円	220円
			振込 ３万円以上	無料	220円	220円	440円
			総合振込 ３万円未満	無料	110円	110円	220円
			総合振込 ３万円以上	無料	220円	220円	440円
			給与振込 ３万円未満	無料	無料	無料	110円
			給与振込 ３万円以上	無料	無料	無料	110円
		定時自動送金	３万円未満	無料	110円	220円	440円
			３万円以上	無料	330円	440円	660円
	文書扱	３万円未満			330円	440円	660円
		３万円以上			550円	660円	880円
代金取立手数料				無料	550円	550円	770円
個別取立手数料				1,100円			
出納代手手数料				甲府交換 220円		甲府交換以外 440円	
その他（組戻等）	送金・振込組戻手数料			880円			
	振込訂正手数料			880円			
	不渡手形返却料			1,100円			
	取立手形組戻料			1,100円			
	取立手形店頭提示料等の特殊な手数料			1,100円			

（注）1. 上記金額には消費税が含まれております。
2. 取立等の費用が 1,100 円（税込）を超える場合は実費とさせていただきます。

●でんさいサービス手数料

（令和３年４月１日現在）

		当 JA 同一店内	当 JA 他店	他 JA	他 行
発生記録	債務者請求	330円	330円	330円	330円
	債権者請求	330円	330円	330円	440円
譲渡記録		165円	165円	165円	220円
分割（譲渡）記録		330円	330円	330円	440円
変更記録		165円			
保証記録		165円			
支払等記録		165円			

（注）1. 上記金額には消費税が含まれまれております。
2. でんさいサービスは、法人ネットバンクを利用した場合です。本サービスの利用には、法人ネットバンキングの契約が必要です。
3. でんさいサービスの各記録請求を店頭窓口で利用する場合は、窓口代行手数料として一律 1,100 円（税込）となります。

●その他の手数料

（令和３年５月６日現在）

種　　類			手数料
証明書・照会	残高証明書	定例発行	550 円
		都度発行	770 円
	監査法人等による残高証明書発行手数料		3,300 円
	その他証明書		1,100 円
	取引履歴照会	端末照会	550 円
		センタ照会	1,100 円
	暗証番号照会		1,100 円
再発行	通帳・証書		1,100 円
	ＩＣキャッシュカード		1,100 円
	一体型カード		1,100 円
手形・小切手	小切手帳		1,100 円（1 冊につき）
	自己宛小切手発行手数料		880 円（1 枚につき）
	手形帳		880 円
窓口両替	1 ～ 100 枚		110 円
	101 ～ 300 枚		220 円
	301 ～ 500 枚		330 円
	501 ～ 1,000 枚		440 円
	1,001 枚以上 1,000 枚毎		440 円加算
	汚損紙幣・硬貨・記念硬貨 同一金種交換（新券含む）		無　　料
	※取扱枚数は、硬貨と紙幣の合計枚数。 ※合計枚数は、持込または持帰枚数のいずれか多い方を基準とする。		
硬貨整理手数料	1 ～ 500 枚		無　　料
	501 ～ 1,000 枚		330 円
	1,001 枚以上 1,000 枚毎		330 円加算
	※預金口座への入金や現金振込の硬貨が対象となります。１日に複数回分けてお手続きされる場合は、硬貨枚数を合算した手数料が必要となります。 ※硬貨の算定に対する手数料となりますので、算定後にお手続きを取り止める場合も手数料が必要になります。		
金種指定支払手数料	1 ～ 500 枚		無　　料
	501 ～ 1,000 枚		330 円
	1,001 枚以上 1,000 枚毎		330 円加算
	※金種指定支払のお取り扱い枚数は「払戻枚数から１万円札の枚数を除いた枚数」となります。		

（注）1. 上記金額には消費税は含まれております。

組織等について

役　員

（令和３年６月末現在）

●経営管理委員会

経営管理委員会会長	澤井　　實
経営管理委員	髙橋　明夫
経営管理委員	渡辺　久男
経営管理委員	中澤　　昭
経営管理委員	小池　一夫
経営管理委員	萩原　爲仁
経営管理委員	中澤　豊一

●理事会

代表理事理事長	山縣　大海
代表理事常務	今福　秀和
常務理事	矢竹　和久

●監事会

代表監事	小池　啓一
員外監事	古屋俊一郎
常勤監事	小林　茂樹

会員数・職員数

会　員　数		
区　分	令和２年３月末	令和３年３月末
正会員	12	12
准会員	16	16
合　　計	28	28

職　員　数（単位：人）		
区　分	令和２年３月末	令和３年３月末
参　事	0	0
職　員	96	89
合　　計	96	89

機構図

（令和３年６月末現在）

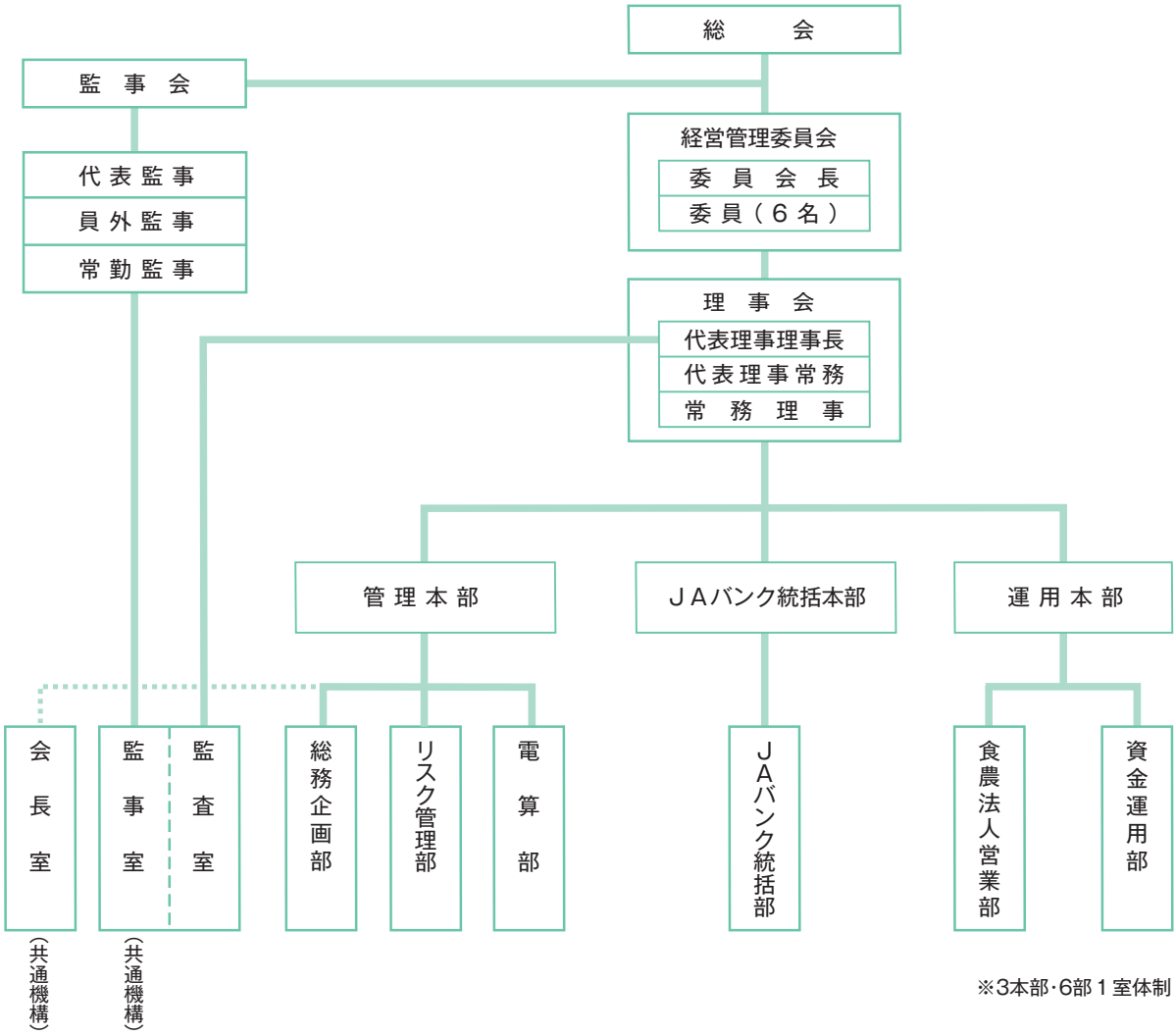

※3本部･6部１室体制

特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

店舗のご案内

店舗／本所　郵便番号 400-8530　甲府市飯田一丁目１番 20 号　TEL（055）223-3514

沿革・歩み

大正　6年	山梨県信用組合聯合会設立
昭和 18年	山梨県農業会に改組
昭和 23年	山梨県信用農業協同組合連合会設立
	大月出張所開設
昭和 24年	長坂出張所開設
昭和 39年	全国農協貯金者保護制度発足
昭和 47年	県下 JA 貯金 1,000 億円達成
昭和 49年	県センターで農協オフライン処理受託開始
昭和 53年	新農協会館で業務開始
	県下 JA 貯金 2,000 億円達成
昭和 54年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和 58年	長坂出張所閉所
昭和 59年	第一次信用事業オンライン稼働
昭和 60年	全国農協貯金ネットサービス開始
昭和 62年	国債窓販代理業務で取り扱い開始
昭和 63年	大月出張所閉所
	県下 JA 貯金 3,000 億円達成
	第二次信用事業オンライン稼働
平成　元年	山梨中央銀行との CD オンライン提携
平成　2年	都銀・地銀との CD オンライン提携
平成　3年	農協法第 10 条第 9 項に基づく特例信連の指定
	第二地銀・信金・信組・労金との CD オンライン提携
	外貨両替業務取り扱い開始
平成　4年	県下 JA 貯金 4,000 億円達成
平成　6年	国債窓販取り扱い開始
平成　8年	新信用システム稼働
平成　9年	後配出資制度導入
平成 10年	常勤監事制度導入
	JA 信用事業の新しい総称「JA バンク」導入
平成 12年	郵貯との CD オンライン提携
	デビットカード業務開始
平成 13年	経営管理委員会制度導入
	JA ネットバンク取り扱い開始
	JA バンク基本方針に伴う「JA バンク山梨県本部」設置
平成 14年	セキュリティポリシーの制定
平成 15年	県下 JA 貯金 6,000 億円達成
平成 16年	JASTEM システム稼働
平成 17年	ローンセンター稼働
	セブン銀行との ATM 提携
平成 18年	IC キャッシュカード導入
平成 20年	JA バンク ATM 顧客手数料の全国一律無料化
平成 22年	中期経営計画「JA バンクパワーアッププラン」スタート
平成 23年	第 1 回 JA バンク山梨推進大会開催
平成 25年	中期経営計画「次代へつなぐ JA バンク山梨」スタート
平成 26年	緊急雪害対策資金創設
	平成 26 年度 JA バンク優績県域表彰（貯金）受賞
平成 27年	平成 27 年度 JA バンク優績県域表彰（農業融資）受賞
平成 28年	中期経営計画「JA バンク山梨、改革への挑戦」スタート
平成 29年	県下 JA 貯金 7,000 億円達成
平成 30年	平成 29 年度 JA バンク優績県域表彰（農業融資）受賞
	オンラインキャッシャ県下全 JA へ設置
令和　元年	中期経営計画「JA バンク山梨、改革の実践」スタート

経営資料編

Ⅰ　決算の状況

●貸借対照表 …… 36
●損益計算書 …… 37
●キャッシュ・フロー計算書 …… 38
●剰余金処分計算書 …… 39
●注記表 …… 40
●財務諸表の適正性等にかかる確認 …… 51
●会計監査人の監査 …… 51

Ⅱ　損益の状況

●最近の５事業年度の主要な経営指標 …… 52
●利益総括表 …… 52
●資金運用収支の内訳 …… 53
●受取・支払利息の増減額 …… 53

Ⅲ　事業の概況

●貯金に関する指標 …… 54
●貸出金等に関する指標 …… 54
●受託業務に関する指標 …… 56
●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 …… 57
●貸出金償却の額 …… 57
●リスク管理債権 …… 57
●金融再生法に基づく開示債権 …… 58
●元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況 …… 58
●有価証券に関する指標 …… 58
●有価証券の時価情報等 …… 59

Ⅳ　経営諸指標

●利益率 …… 62
●貯貸率・貯証率 …… 62

Ⅴ　自己資本の充実の状況

●自己資本の状況 …… 63
●信用リスクに関する事項 …… 67
●信用リスク削減手法に関する事項 …… 71
●派生商品取引のリスクに関する事項 …… 72
●証券化エクスポージャーに関する事項 …… 73
●オペレーショナル・リスクに関する事項 …… 74
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 …… 74
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
　エクスポージャーに関する事項 …… 75
●金利リスクに関する事項 …… 75

Ⅵ　役員等の報酬体系 …… 77

Ⅰ　決算の状況

貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	2019年度 2020年3月31日	2020年度 2021年3月31日	科　　目	2019年度 2020年3月31日	2020年度 2021年3月31日
（資産の部）			**（負債の部）**		
現金	**2,394**	**1,223**	**貯金**	**582,628**	**590,558**
預け金	**401,525**	**450,766**	当座貯金	8,391	7,117
系統普通預け金	29,253	97,255	普通貯金	2,595	2,620
系統別段預け金	4	4	通知貯金	3,100	1,900
系統定期預け金	371,900	353,000	別段貯金	1,251	1,175
系統外預け金	368	506	定期貯金	567,241	577,676
金銭の信託	**8,475**	**23,136**	定期積金	46	67
有価証券	**131,826**	**57,747**	**借用金**	**19,704**	**13,300**
国債	87,140	9,836	証書借入金	19,704	13,300
地方債	1,879	4,733	**債券貸借取引受入担保金**	**2,002**	－
金融債	300	－	**代理業務勘定**	**0**	**0**
社債	3,598	6,875	住宅機構受託金	0	0
外国証券	22,500	23,470	**その他負債**	**10,334**	**1,178**
株式	698	710	給付補填備金	0	0
受益証券	15,707	12,121	貸付留保金	175	－
貸出金	**68,755**	**74,290**	未払法人税等	37	3
手形貸付	178	223	貯金利子諸税その他	28	14
証書貸付	57,216	62,216	従業員預り金	72	61
当座貸越	3,979	4,513	金融商品等受入担保金	550	147
金融機関貸付	7,381	7,336	仮受金	23	30
その他資産	**4,151**	**1,039**	リース債務	13	366
従業員貸付金	36	39	資産除去債務	74	75
差入保証金	1	1	その他の負債	0	－
金融派生商品資産	426	220	未払費用	474	471
金融商品等差入担保金	128	－	前受収益	6	7
仮払金	36	56	約定取引未決済借	8,872	－
その他の資産	382	359	未決済為替借	4	0
未収収益	342	360	**諸引当金**	**1,531**	**1,546**
約定取引未決済貸	2,795	－	相互援助積立金	858	880
未決済為替貸	2	2	賞与引当金	39	26
有形固定資産	**433**	**393**	退職給付引当金	624	626
建物	186	121	役員退職慰労引当金	8	11
構築物	0	0	**債務保証**	**1,038**	**1,087**
器具備品	42	35	**[負債の部合計]**	**617,240**	**607,670**
土地	192	192	**（純資産の部）**		
リース資産	12	45	**出資金**	**21,178**	**23,224**
無形固定資産	**98**	**343**	（うち後配出資金）	（ 16,142）	（ 18,188）
ソフトウエア	96	57	**利益剰余金**	**10,011**	**7,675**
無形リース資産	0	285	利益準備金	5,252	5,380
その他の無形固定資産	1	1	その他利益剰余金	4,759	2,295
外部出資	**27,613**	**27,610**	特例特別積立金	450	450
系統出資	27,099	27,097	特別積立金	3,194	3,194
系統外出資	513	513	経営基盤安定化積立金	57	184
繰延税金資産	**79**	**119**	当期未処分剰余金	1,058	△ 1,532
債務保証見返	**1,038**	**1,087**	（うち当期剰余）	（635）	（△ 1,993）
貸倒引当金	**△ 0**	**△ 1**	**会員資本合計**	**31,189**	**30,900**
			その他有価証券評価差額金	**△ 2,347**	**△ 971**
			繰延ヘッジ損益	**308**	**159**
			評価・換算差額等合計	**△ 2,039**	**△ 812**
			[純資産の部合計]	**29,150**	**30,087**
資産の部合計	**646,390**	**637,758**	**負債及び純資産の部合計**	**646,390**	**637,758**

損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	2019年度 自 2019年4月　1日 至 2020年3月31日	2020年度 自 2020年4月　1日 至 2021年3月31日
経常収益	**6,902**	**8,000**
事業収益	**3,736**	**3,269**
貸出金利息	555	530
預け金利息	39	25
有価証券利息配当金	898	674
コールローン利息	0	－
その他受入利息	2,243	2,038
（うち受取奨励金）	(2,062)	(1,944)
（うち受取特別配当金）	(159)	(88)
受入為替手数料	10	7
その他の受入手数料	875	873
受取助成金	0	0
国債等債券売却益	1,297	479
金融派生商品収益	5	1,991
その他の事業収益	424	377
その他経常収益	**552**	**1,001**
貸倒引当金戻入益	0	－
株式等売却益	532	680
金銭の信託運用益	5	312
その他の経常収益	13	8
経常費用	**6,154**	**9,953**
事業費用	**3,139**	**2,902**
貯金利息	62	51
借用金利息	54	53
債券貸借取引支払利息	0	0
金利スワップ支払利息	5	75
その他支払利息	3,015	2,723
（うち支払奨励金）	(3,015)	(2,718)
支払為替手数料	2	1
その他の支払手数料	397	585
その他の役務取引等費用	2	1
支払助成金	3	3
国債等債券売却損	232	3,401
経費	**1,802**	**1,654**
人件費	727	652
物件費	1,041	967
税金	33	35
その他経常費用	**573**	**1,403**
貸倒引当金繰入額	－	0
相互援助積立金繰入額	21	22
株式等売却損	516	1,377
その他の経常費用	35	2
経常利益	**747**	**△1,952**
特別利益	**0**	**0**
その他の特別利益	0	0
特別損失	**0**	**11**
固定資産処分損	0	11
税引前当期利益	**747**	**△1,963**
法人税、住民税及び事業税	**98**	**12**
法人税等調整額	**13**	**16**
法人税等合計	**111**	**29**
当期剰余金	**635**	**△1,993**
当期首繰越剰余金	**422**	**461**
当期末処分剰余金	**1,058**	**△1,532**

キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	2019年度 自 2019年4月　1日 至 2020年3月31日	2020年度 自 2020年4月　1日 至 2021年3月31日
1　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	180	△ 1,963
減価償却費	142	218
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 264	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 28	2
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	22	12
資金運用収益	△ 4,140	△ 3,269
資金調達費用	3,316	2,902
有価証券関係損益(△は益)	△ 805	3,624
金銭の信託運用損益(△は益)	－	△ 312
固定資産処分損益(△は益)	0	11
貸出金の純増(△)減	△ 486	△ 5,535
預け金の純増(△)減	△ 10,000	18,900
貯金の純増減(△)	20,997	7,930
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	9,500	△ 1,000
債券貸借取引受入担保金の純増減	－	△ 2,002
事業分量配当金の支払額	△ 300	△ 200
その他	154	△ 109
資金運用による収入	4,007	3,566
資金調達による支出	△ 2,903	△ 2,918
小　　計	**19,392**	**19,858**
法人税等の支払額	△ 87	△ 46
事業活動によるキャッシュ・フロー	**19,304**	**19,811**
2　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 345,309	△ 328,296
有価証券の売却による収入	260,193	362,021
有価証券の償還による収入	91,568	31,364
金銭の信託の増加による支出	－	△ 14,000
固定資産の取得による支出	△ 88	△ 435
固定資産の処分による収入	14	0
外部出資の増加による支出	△ 5,089	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	**1,290**	**50,657**
3　財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入の返済による支出	△ 5,096	△ 5,404
出資の増額による収入	9,018	2,046
出資の払戻しによる支出	△ 3,512	－
出資配当金の支払額	△ 136	△ 142
財務活動によるキャッシュ・フロー	**273**	**△ 3,500**
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	**－**	**－**
5　現金及び現金同等物の増加額(減少額)	**20,868**	**66,969**
6　現金及び現金同等物の期首残高	**75,825**	**31,815**
7　現金及び現金同等物の期末残高	**96,693**	**98,784**

剰余金処分計算書および損失金処理計算書

（単位：百万円）

科　　目	2019年度
当期未処分剰余金	**1,058**
剰余金処分額	**597**
利益準備金	128
任意積立金	127
経営基盤安定化積立金	127
出資配当金	142
普通出資に対する配当金	125
後配出資に対する配当金	16
事業分量配当金	200
次期繰越剰余金	**461**

科　　目	2020年度
当期未処理損失金	**1,532**
損失金処理額	**1,532**
任意積立金取崩額	1,532
経営基盤安定化積立金取崩額	184
特別積立金取崩額	1,348
次期繰越損失金	**－**

（注）1. 普通出資に対する配当率は年 2.5%、後配出資に対する配当率は年 0.1%の割合です。

注記表

【2019年度】(自　2019年4月1日　～　至　2020年3月31日)

1．重要な会計方針に関する事項

(1)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

(2)　有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。

・満期保有目的の債券 … 定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）

・その他有価証券

時価のあるもの … 原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

(3)　金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(4)　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(5)　有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建　物　　15年～50年です。

建物以外　　4年～15年です。

(6)　無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウエアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(7)　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。

(8)　引当金の計上方法

①　貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。当該債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています

②　賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③　退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④　役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤　相互援助積立金

相互援助積立金はＪＡバンクの信用向上に資することを目的とし、「山梨県ＪＡバンク支援制度要領」に基づき必要と認められる額を計上しています。

(9)　ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

①　金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。

(10)　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2．貸借対照表に関する事項

(1)　有形固定資産の減価償却累計額は、785百万円です。

(2)　貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として不動産賃貸借契約に基づく土地等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	2百万円	－百万円	2百万円

(3)　担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産
有価証券　1,997百万円
預け金　　100百万円
担保資産に対応する債務
貯金　　141百万円
債券貸借取引受入担保金　2,002百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金34,000百万円、有価証券394百万円、当座借越担保として、預け金100百万円を差し入れています。
なお、その他の資産には、保証金1百万円が含まれています。

(4)　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
(5)　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
(6)　貸貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は21百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
(7)　貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
(8)　貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３か月以上延滞債権に該当しないものです。
(9)　破綻先債権額、延滞債権額、３か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 21 百万円です。
なお、(6)から (9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
(10)　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は4,376百万円です。
(11)　貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金5,933百万円が含まれています。
(12)　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,404百万円が含まれています。

３. 金融商品に関する事項

(1)　金融商品の状況に関する事項
①　金融商品に対する取組方針
当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
②　金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
借用金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のＪＡから借り入れた期限付・永久劣後特約付借入金及び日銀成長基盤強化支援資金です。
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。
デリバティブ取引にはＡＬＭの一環で行っている金利スワップ取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である有価証券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。
③　金融商品に係るリスク管理体制
ａ　信用リスクの管理
当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。
これらの与信管理は、食農法人営業部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。
また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。
ｂ　市場リスクの管理
(a)　金利リスクの管理
当会は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しています。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等により

モニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

リスク管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」等です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.4%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,237百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準じる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預け金	401,525 百万円	401,540 百万円	14 百万円
金銭の信託			
その他の金銭の信託	8,475 百万円	8,475 百万円	－百万円
有価証券			
満期保有目的の債券	22,500 百万円	19,226 百万円	△ 3,273 百万円
その他有価証券	109,326 百万円	109,326 百万円	－百万円
貸出金	68,792 百万円	－百万円	－百万円
貸倒引当金	△ 0 百万円	－百万円	－百万円
貸倒引当金控除後	68,791 百万円	69,442 百万円	651 百万円
資産計	610,618 百万円	608,011 百万円	△ 2,607 百万円
貯金	582,628 百万円	582,654 百万円	26 百万円
借用金	19,704 百万円	19,702 百万円	△ 1 百万円
負債計	602,332 百万円	602,357 百万円	25 百万円
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	426 百万円	426 百万円	－百万円
デリバティブ取引計	426 百万円	426 百万円	－百万円

(注)1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金36百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b　借用金

借用金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利スワップ取引であり、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	27,613百万円
合計	27,613百万円

（注）外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	401,525百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	22,500百万円
その他有価証券のうち満期があるもの	24,199百万円	17百万円	2,289百万円	2,816百万円	73百万円	73,614百万円
貸出金	11,364百万円	9,030百万円	10,397百万円	5,186百万円	7,813百万円	24,976百万円
合　計	437,090百万円	9,047百万円	12,686百万円	8,003百万円	7,887百万円	121,091百万円

（注）貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等21百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤　借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	571,203百万円	11,423百万円	－百万円	－百万円	1百万円	－百万円
借用金	1,000百万円	3,400百万円	9,300百万円	2,504百万円	－百万円	3,500百万円
合　計	572,203百万円	14,823百万円	9,300百万円	2,504百万円	1百万円	3,500百万円

（注）1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借用金のうち、期限のない劣後特約付借入金3,500百万円については、「5年超」に含めています。

4．有価証券に関する事項

（1）　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①　満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種　類	貸借対照表計上額	時価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	22,500百万円	19,226百万円	△3,273百万円
合　計		22,500百万円	19,226百万円	△3,273百万円

②　その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	223百万円	189百万円	34百万円
	債券			
	国債	36,152百万円	35,888百万円	263百万円
	地方債	296百万円	295百万円	1百万円
	金融債	300百万円	300百万円	0百万円
	社債	1,198百万円	1,197百万円	0百万円
	受益証券	3,991百万円	3,944百万円	46百万円
	小　計	42,161百万円	41,814百万円	347百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	475百万円	693百万円	△217百万円
	債券			
	国債	50,988百万円	51,751百万円	△763百万円
	地方債	1,583百万円	1,599百万円	△16百万円
	社債	2,400百万円	2,426百万円	△25百万円
	受益証券	11,716百万円	12,863百万円	△1,146百万円
	小　計	67,164百万円	69,334百万円	△2,169百万円
合　計		109,326百万円	111,148百万円	△1,822百万円

（注）上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2)　当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3)　当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	3,137 百万円	197 百万円	247 百万円
債券	309,605 百万円	1,297 百万円	232 百万円
受益証券	21,684 百万円	335 百万円	269 百万円
合　　計	334,427 百万円	1,830 百万円	749 百万円

5．金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	8,475 百万円	9,000 百万円	△ 524 百万円	－ 百万円	△ 524 百万円

(注)1. 上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6．退職給付に関する事項

(1)　退職給付

①　採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が採用している退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

②　確定給付制度

a　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	636百万円
退職給付費用	47 百万円
退職給付の支払額	△59 百万円
期末における退職給付引当金	624 百万円

b　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	624 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	624 百万円
退職給付引当金	624 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	624 百万円

c　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	47 百万円

(2)　人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は8百万円です。

また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は104百万円です。

7．税効果会計に関する事項

(1)　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	0百万円
賞与引当金超過額	12百万円
退職給付引当金超過額	172百万円
その他有価証券評価差損	651百万円
相互援助積立金超過額	237百万円
未払事業税	5百万円
減価償却超過額	47百万円
未払奨励金否認額	108百万円
その他	41百万円
繰延税金資産小計	1,277百万円
評価性引当額	△1,060百万円
繰延税金資産合計（A）	217百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△117百万円
その他	△19百万円
繰延税金負債合計（B）	△137百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	79百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.01%
事業分量配当金	△7.40%
住民税均等割	0.51%
評価性引当額の増減	2.97%
その他	△0.26%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.98%

8. 資産除去債務に関する事項

(1) 資産除去債務の概要
当会の施設の一部は、土地所有者と賃貸借契約を締結しています。
今期において賃貸契約の終了時期が明確になったため賃貸契約終了による原状回復義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法
資産除去債務の見積にあたり支出までの期間は2年、割引率は0%を採用しています。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	1百万円
資産除去債務の発生による増加額	74百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1百万円
期末残高	74百万円

9. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

【2020年度】(自　2020年4月1日　～　至　2021年3月31日)

1．重要な会計方針に関する事項

(1)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

(2)　有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。

・満期保有目的の債券 … 定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）

・その他有価証券

時価のあるもの … 原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

… 原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

(3)　金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(4)　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(5)　有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建　物　　15年～50年です。

建物以外　　3年～15年です。

(6)　無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウエアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(7)　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。

(8)　引当金の計上方法

①　貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。当該債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

②　賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています

③　退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④　役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤　相互援助積立金

相互援助積立金はＪＡバンクの信用向上に資することを目的とし、「山梨県ＪＡバンク支援制度要領」に基づき必要と認められる額を計上しています。

(9)　ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

①　金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。

(10)　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2．表示方法の変更に関する事項

農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号　2020年3月31日）を適用し、当年度より貸倒引当金および金融商品の時価に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3．会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1)　貸倒引当金

①　当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金　1百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。
b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価
① 当年度に係る計算書類に計上した額
「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定方法に記載しています。
b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、882百万円です。
(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	42百万円	112百万円	155百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 100百万円
担保資産に対応する債務
貯金 140百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金34,000百万円、有価証券375百万円、当座借越担保として、預け金100百万円を差し入れています。
なお、その他の資産には、保証金1百万円が含まれています。
(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
(6) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は20百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
(7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は14百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。
(9) 破綻先債権額、延滞債権額、 3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 35 百万円です。
なお、(6) から(9) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
(10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は6,204百万円です。
(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金5,933百万円が含まれています。

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
② 金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
借用金は、日銀成長基盤強化支援資金です。
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である有価証券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、食農法人営業部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

リスク管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」等です。当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散・共分散法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で669百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準じる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預け金	450,766 百万円	450,770 百万円	4 百万円
金銭の信託			
その他の金銭の信託	23,136 百万円	23,136 百万円	－百万円
有価証券			
満期保有目的の債券	20,500 百万円	19,900 百万円	△ 599 百万円
その他有価証券	37,247 百万円	37,247 百万円	－百万円
貸出金	74,331 百万円	－百万円	－百万円
貸倒引当金	△ 1 百万円	－百万円	－百万円
貸倒引当金控除後	74,331 百万円	74,959 百万円	628 百万円
資産計	605,981 百万円	606,015 百万円	33 百万円
貯金	590,558 百万円	590,570 百万円	11 百万円
借用金	13,300 百万円	13,300 百万円	－百万円
負債計	603,858 百万円	603,870 百万円	11 百万円
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	220 百万円	220 百万円	－百万円
デリバティブ取引計	220 百万円	220 百万円	－百万円

（注）1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金39百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借用金

借用金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利スワップ取引であり、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	27,610百万円
合計	27,610百万円

（注）外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	450,766百万円	−百万円	−百万円	−百万円	−百万円	−百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	−百万円	−百万円	−百万円	−百万円	−百万円	20,500百万円
その他有価証券のうち満期があるもの	3,075百万円	2,320百万円	2,766百万円	164百万円	1,991百万円	24,835百万円
貸出金	14,170百万円	11,057百万円	6,265百万円	8,691百万円	12,240百万円	21,883百万円
合　計	468,012百万円	13,378百万円	9,031百万円	8,855百万円	14,232百万円	67,219百万円

（注）貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等20百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	585,221百万円	5,332百万円	1百万円	2百万円	−百万円	−百万円
借用金	3,400百万円	9,300百万円	600百万円	−百万円	−百万円	−百万円
合　計	588,621百万円	14,632百万円	601百万円	2百万円	−百万円	−百万円

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する事項

（1） 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種　類	貸借対照表計上額	時価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	5,500百万円	5,669百万円	169百万円
	小　計	5,500百万円	5,669百万円	169百万円
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	15,000百万円	14,231百万円	△ 768百万円
	小　計	15,000百万円	14,231百万円	△ 768百万円
合計		20,500百万円	19,900百万円	△ 599百万円

② その他有価証券
その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	595百万円	563百万円	31百万円
	債券			
	地方債	300百万円	300百万円	0百万円
	社債	3,982百万円	3,939百万円	43百万円
	受益証券	613百万円	601百万円	12百万円
	小　計	5,492百万円	5,404百万円	88百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	114百万円	118百万円	△ 4百万円
	債券			
	国債	9,836百万円	10,048百万円	△ 211百万円
	地方債	4,432百万円	4,485百万円	△ 52百万円
	社債	2,892百万円	2,901百万円	△ 8百万円
	外国証券	2,970百万円	3,000百万円	△ 29百万円
	受益証券	11,507百万円	12,397百万円	△ 890百万円
	小　計	31,754百万円	32,951百万円	△ 1,197百万円
合　計		37,247百万円	38,355百万円	△ 1,108百万円

（注）上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2)　当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3)　当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	1,723 百万円	168 百万円	47 百万円
債券	335,334 百万円	479 百万円	3,401 百万円
受益証券	18,935 百万円	512 百万円	1,330 百万円
合　計	355,992 百万円	1,159 百万円	4,778 百万円

7．金銭の信託に関する事項
金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。
その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	23,136 百万円	23,000 百万円	136 百万円	455 百万円	318 百万円

（注）1. 上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8．退職給付に関する事項
(1)　退職給付
①　採用している退職給付制度の概要
当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。
当会が採用している退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。
②　確定給付制度
a　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	624 百万円
退職給付費用	36 百万円
退職給付の支払額	△33 百万円
期末における退職給付引当金	626 百万円

b　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	626 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	626 百万円
退職給付引当金	626 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	626 百万円

c　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	36 百万円

(2)　人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。
なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は8百万円です。
また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は94百万円です。

9. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	581百万円
貸倒引当金超過額	0百万円
賞与引当金超過額	8百万円
退職給付引当金超過額	173百万円
その他有価証券評価差損	268百万円
相互援助積立金超過額	243百万円
未払奨励金否認額	107百万円
減価償却超過額	57百万円
その他	41百万円
繰延税金資産小計	1,482百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△532百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△758百万円
評価性引当額小計	△1,291百万円
繰延税金資産合計（A）	191百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△60百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計（B）	△71百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	119百万円

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内
税務上の繰越欠損金（a）	―	―	―	―
評価性引当額	―	―	―	―
繰延税金資産	―	―	―	―

	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	―	581	581
評価性引当額	―	△ 532	△ 532
繰延税金資産	―	48	48

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
当年度は、税引前当期損失であるため、注記を省略しています。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

財務諸表の適正性等にかかる確認

確　認　書

① 私は、2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

2021年6月30日
山梨県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長　**山縣　大海**

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、損失金処理計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

会計監査人の監査

2019年度および2020年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書または損失金処理計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ　損益の状況

●最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円）

項　　目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
経常収益	6,313	6,159	6,879	6,902	8,000
経常利益	1,142	677	180	747	△ 1,952
当期剰余金	917	583	214	635	△ 1,993
出資金 （出資口数）	15,672 （1,567,255 口）	15,672 （1,567,255 口）	21,178 （2,117,855 口）	21,178 （2,117,855 口）	23,224 （2,322,455 口）
純資産額	26,621	25,053	30,659	29,150	30,087
総資産額	550,649	584,725	616,656	646,390	637,758
貯金等残高	502,091	541,865	562,862	582,628	590,558
預け金残高	368,751	405,144	435,714	401,525	450,766
有価証券残高	92,155	87,734	82,501	131,826	57,747
貸出金残高	62,385	64,253	64,740	68,755	74,290
剰余金配当金額	585	436	336	342	―
普通出資配当額	125	125	125	125	―
後配出資配当額	159	10	10	16	―
事業分量配当額	300	300	200	200	―
職員数	103 人	102 人	101 人	96 人	89 人
単体自己資本比率	19.51%	18.32%	16.32%	15.66%	12.18%

（注）「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第２号）に基づき算出しています。

●利益総括表

（単位：百万円、%）

項　　目	2019 年度	2020 年度	増　　減
資金運用収支	615	439	△ 176
役務取引等収支	482	292	△ 189
その他事業収支	1,491	△ 555	△ 2,046
事業粗利益	2,589	176	△ 2,412
（事業粗利益率）	（0.42）	（0.03）	（△ 0.39）

（注）１．資金運用収支　＝　資金運用収益　－（資金調達費用　－　金銭の信託運用見合費用）
２．役務取引等収支　＝　役務取引等収益　－　役務取引等費用
３．その他事業収支　＝　その他事業収益　－　その他事業費用
４．事業粗利益　＝　資金運用収支　＋　役務取引等収支　＋　その他事業収支
５．事業粗利益率　＝　事業粗利益　／　資金運用勘定平均残高　×　１００

業務純益

（単位：百万円）

	2019 年度	2020 年度	増　　減
事業純益		△ 1,477	
実質事業純益		△ 1,477	
コア事業純益		1,443	
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く）		1,478	

（注）１．事業純益　＝　事業収益　－（事業費用　－　金銭の信託運用見合費用）
２．実質事業純益　＝　事業純益　＋　一般貸倒引当金繰入額
３．コア事業純益　＝　実質事業純益　－　国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
４．農協法施行規則の改正を受け 2020 年度分より開示することとなったため、2020 年度分のみを開示しています。

●資金運用収支の内訳

（単位：百万円、%）

項　　目	2019年度			2020年度		
	平均残高	利　息	利回り	平均残高	利　息	利回り
資金運用勘定	**611,984**	**3,736**	**0.61**	**612,236**	**3,269**	**0.53**
うち預け金	435,954	2,262	0.51	393,924	2,059	0.52
うち有価証券	97,712	898	0.91	143,311	674	0.47
うち貸出金	64,638	555	0.85	70,763	530	0.74
資金調達勘定	**608,127**	**3,121**	**0.51**	**608,762**	**2,830**	**0.46**
うち貯金・定積	586,825	3,077	0.52	604,413	2,769	0.45
うち借用金	19,855	54	0.27	19,227	53	0.27
総資金利ざや	**－**		**△ 0.20**	**－**		**△ 0.21**

（注）1. 総資金利ざや ＝ 資金運用利回り － 資金調達原価率
資金調達原価率 ＝（資金調達費用（貯金利息 ＋ 債券貸借取引支払利息 ＋ 借用金利息 ＋ 金利スワップ支払利息 ＋ その他支払利息（支払雑利息等）） ＋ 経費 － 金銭の信託運用見合費用） ／（貯金 ＋ 債券貸借取引受入担保金 ＋ 借用金 ＋ その他（貸付留保金、従業員預り金等）－ 金銭の信託運用見合額） × 100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項　　目	2019年度増減額	2020年度増減額
受取利息	**△ 403**	**△ 467**
うち貸出金	△ 322	△ 24
うち預け金	△ 249	△ 202
うち有価証券	168	△ 223
うちその他の受入利息	△ 0	△ 15
支払利息	**△ 176**	**△ 236**
うち貯金・定積	△ 132	△ 308
うち借用金	△ 49	△ 1
うちその他の支払利息	△ 0	4
差　引	**227**	**230**

（注）1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

Ⅲ　事業の概況

●貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

（単位：百万円、%）

種　　類	2019年度		2020年度		増　減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	12,832	2.2	12,831	2.1	0
定期性貯金	573,777	97.8	591,371	97.8	17,593
その他の貯金	214	0.0	210	0.0	△ 4
合　　計	**586,825**	**100.0**	**604,413**	**100.0**	**17,588**

（注）1. 流動性貯金　＝　当座貯金　＋　普通貯金　＋　貯蓄貯金　＋　通知貯金
2. 定期性貯金　＝　定期貯金　＋　定期積金

定期貯金残高

（単位：百万円、%）

種　　類		2019年度		2020年度		増　減
		残　高	構成比	残　高	構成比	
定期貯金		567,241	100.0	577,744	100.0	10,455
	うち固定金利定期	567,241	100.0	577,744	100.0	10,455
	うち変動金利定期	－	－	－	－	－

（注）1. 固定金利定期　：　預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期　：　預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

●貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

種　　類	2019年度	2020年度	増　減
手形貸付	48	81	33
証書貸付	53,526	59,003	5,477
当座貸越	3,352	4,319	966
金融機関貸付	7,710	7,359	△ 351
割引手形	－	－	－
合　　計	**64,638**	**70,763**	**6,125**

貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円、%）

種　　類	2019年度		2020年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
固定金利貸出	47,553	69.2	52,436	70.6	4,883
変動金利貸出	21,202	30.8	21,854	29.4	652
合　　計	**68,755**	**100.0**	**74,290**	**100.0**	**5,535**

貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種　　類	2019年度	2020年度	増　　減
貯金・定期積金等	160	658	498
有価証券	180	100	△ 80
不動産	1,520	1,518	△ 2
その他担保物	436	387	△ 49
小　　計	**2,298**	**2,664**	**366**
農業信用基金協会保証	125	51	△ 74
その他保証	1,749	1,764	14
小　　計	**1,875**	**1,815**	**△ 59**
信用	64,581	69,810	5,228
合　　計	**68,755**	**74,290**	**5,535**

債務保証の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種　　類	2019年度	2020年度	増　　減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	0	0
不動産	276	360	83
その他担保物	—	—	—
小　　計	**276**	**361**	**84**
信用	762	726	△ 36
合　　計	**1,038**	**1,087**	**48**

貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円、%）

種　　類	2019年度		2020年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
設備資金	3,287	4.8	3,945	5.3	657
運転資金	65,468	95.2	70,345	94.7	4,877
合　　計	**68,755**	**100.0**	**74,290**	**100.0**	**5,535**

貸出金の業種別残高

（単位：百万円、%）

種　　類	2019年度		2020年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
農業	802	1.2	943	1.3	140
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	6,056	8.8	5,824	7.8	△ 231
鉱業	—	—	114	0.15	114
建設業	147	0.2	126	0.1	△ 21
電気・ガス・熱供給・水道業	35	0.1	31	0.0	△ 4
運輸・通信業	3,821	5.6	4,083	5.4	262
卸売・小売・飲食業	2,607	3.8	3,999	5.3	1,392
金融・保険業	14,090	20.5	16,378	22.0	2,288
不動産業	2,754	4.0	5,231	7.0	2,477
サービス業	14,309	20.8	15,507	20.8	1,198
地方公共団体	23,026	33.5	21,247	28.6	△ 1,778
その他	1,103	1.7	801	1.0	△ 301
合　　計	**68,755**	**100.0**	**74,290**	**100.0**	**5,535**

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

（単位：百万円）

種　　類		2019年度	2020年度	増　　減
農　業		750	904	154
	穀作	19	29	10
	野菜・園芸	343	244	△ 99
	果樹・樹園農業	127	119	△ 8
	工芸作物	－	－	－
	養豚・肉牛・酪農	23	23	0
	養鶏・養卵	16	17	1
	養蚕	－	－	－
	その他農業	222	472	250
農業関連団体等		52	39	△ 13
合　　計		**802**	**943**	**140**

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2.「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3.「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

〔貸出金〕

種　　類	2019年度	2020年度	増　　減
プロパー資金	733	892	158
農業制度資金	68	51	△ 17
農業近代化資金	68	51	△ 17
その他制度資金	－	－	－
合　　計	**802**	**943**	**140**

（注）1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

●受託業務に関する指標

受託貸付金

（単位：百万円）

受　託　先	2019年度	2020年度	増　　減
株式会社日本政策金融公庫	4,959	6,746	1,786
独立行政法人住宅金融支援機構	2,130	1,861	△ 268
独立行政法人福祉医療機構	34	26	△ 8
合　　計	**7,124**	**8,634**	**1,510**

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　　分	2019年度					2020年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	－	0	0	0	0	－	0	0
個別貸倒引当金	1	0	－	1	0	0	0	－	0	0
合　　計	**1**	**0**	**－**	**1**	**0**	**0**	**0**	**－**	**0**	**0**

●貸出金償却の額

（単位：百万円）

項　　目	2019年度	2020年度
貸出金償却額	－	－

●リスク管理債権

リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

区　　分	2019年度	2020年度	増　　減
破綻先債権額	－	－	－
延滞債権額	21	20	△1
３ヵ月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	14	14
合　　計	**21**	**35**	**13**

（注）1.破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

2.延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3.3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4.貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●金融再生法に基づく開示債権

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

（単位：百万円）

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
2020年度					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	15	0	13	0	15
危険債権	5	0	4	－	5
要管理債権	14	－	－	－	－
小　　計	**35**	**1**	**18**	**0**	**20**
正常債権	75,378				
合　　計	**75,413**				
2019年度					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	16	1	14	0	16
危険債権	5	0	5	－	5
要管理債権	－	－	－	－	－
小　　計	**22**	**1**	**19**	**0**	**22**
正常債権	69,784				
合　　計	**69,806**				

（注）　上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
　破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
　債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
　3ヵ月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
4. 正常債権
　債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

●有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種　　類	2019年度	2020年度	増　　減
国債	40,672	89,921	49,249
地方債	363	3,878	3,515
金融債	300	221	△ 78
短期社債	15,334	347	△ 14,986
社債	4,686	5,740	1,054
株式	1,892	875	△ 1,016
外国証券	17,833	25,143	7,310
その他の証券	16,630	17,181	551
合　　計	**97,712**	**143,311**	**45,599**

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

種　　類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　　計
2020年度								
国債	－	－	－	－	－	9,836	－	9,836
地方債	63	198	328	－	398	3,744	－	4,733
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	10	－	－	1,016	2,671	3,176	－	6,875
株式							710	710
外国証券	2,970	－	－	－	－	20,500	－	23,470
その他の証券	－	4,885	1,823	917	1,942	998	1,554	12,121
2019年度								
国債	22,066	－	－	－	14,086	50,988	－	87,140
地方債	4	33	144	－	198	1,497	－	1,879
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	302	－	－	298	1,704	1,593	－	3,899
株式							698	698
外国証券	－	－	－	－	－	22,500	－	22,500
その他の証券	1,892	2,271	2,742	1,314	1,990	－	5,494	15,707

●有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種　　類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	時　　価	差　　額	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　　債	－	－	－	－	－	－
	地　方　債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社　　債	－	－	－	－	－	－
	外国証券	－	－	－	5,500	5,669	169
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小　　計	－	－	－	5,500	5,669	169
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　　債	－	－	－	－	－	－
	地　方　債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社　　債	－	－	－	－	－	－
	外国証券	22,500	19,226	△ 3,273	15,000	14,231	△ 768
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小　　計	22,500	19,226	△ 3,273	15,000	14,231	△ 768
合　　計		**22,500**	**19,226**	**△ 3,273**	**20,500**	**19,900**	**△ 599**

3. その他有価証券

（単位：百万円）

	種類		2019年度			2020年度		
			貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式		223	189	34	595	563	31
	債券		37,947	37,681	266	4,282	4,239	43
		国債	36,152	35,888	263	－	－	－
		地方債	296	295	1	300	300	0
		短期社債	－	－	－	－	－	－
		社債	1,498	1,497	0	3,982	3,939	43
	その他		3,991	3,944	46	613	601	12
		外国証券	－	－	－	－	－	－
		その他の証券	3,991	3,944	46	613	601	12
	小計		42,161	41,814	347	5,492	5,404	88
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式		475	693	△ 217	114	118	△ 4
	債券		54,972	55,778	△ 805	17,162	17,435	△ 272
		国債	50,988	51,751	△ 763	9,836	10,048	△ 211
		地方債	1,583	1,599	△ 16	4,432	4,485	△ 52
		短期社債	－	－	－	－	－	－
		社債	2,400	2,426	△ 25	2,892	2,901	△ 8
	その他		11,716	12,863	△ 1,146	14,477	15,397	△ 920
		外国証券	－	－	－	2,970	3,000	△ 29
		その他の証券	11,716	12,863	△ 1,146	11,507	12,397	△ 890
	小計		67,164	69,334	△ 2,169	31,754	32,951	△ 1,197
合計			**109,326**	**111,148**	**△ 1,822**	**37,247**	**38,355**	**△ 1,108**

金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

3. その他の金銭の信託

（単位：百万円）

	2019年度					2020年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	8,475	9,000	△ 524	－	△ 524	23,136	23,000	136	455	△ 318

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引等　デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

1. 金利関連取引

（単位：百万円）

区　　分			2019年度			2020年度		
			契約額等	時　価	評価損益	契約額等	時　価	評価損益
店頭	金利スワップ	受取変動支払固定	42,000	42,426	426	13,000	13,220	220

2. 通貨関連取引

該当する取引はありません。

3. 株式関連取引

該当する取引はありません。

4. 債券関連取引

該当する取引はありません。

内国為替

（単位：百万円）

種　　類		2019年度		2020年度	
		仕　向	被仕向	仕　向	被仕向
送金・振込為替	件　数	41,400件	20,694件	37,774件	22,150件
	金　額	358,064	242,501	219,186	280,507
代金取立為替	件　数	3件	－件	－件	－件
	金　額	3	－	－	－
雑為替	件　数	2,510件	3,354件	1,883件	3,002件
	金　額	2,943	9,534	1,351	9,573
合　　計	**件　数**	**43,913件**	**24,048件**	**39,657件**	**25,152件**
	金　額	**361,011**	**252,035**	**220,538**	**290,080**

国債等の売買の媒介等業務実績

該当する取引はありません。

国債等の窓口販売業務実績

該当する取引はありません。

Ⅳ　経営諸指標

●利益率

（単位：%）

項　　目	2019年度	2020年度	増　　減
総資産経常利益率	0.11	△ 0.29	△ 0.40
純資産経常利益率	2.39	△ 6.33	△ 8.72
総資産当期純利益率	0.09	△ 0.30	△ 0.39
純資産当期純利益率	2.03	△ 6.47	△ 8.50

（注）1. 総資産経常利益率　＝　経常利益　/　総資産(債務保証見返を除く)平均残高　×　100
2. 純資産経常利益率　＝　経常利益　/　純資産勘定平均残高　×　100
3. 総資産当期純利益率　＝　当期剰余金(税引後)　/　総資産(債務保証見返を除く)平均残高　×　100
4. 純資産当期純利益率　＝　当期剰余金(税引後)　/　純資産勘定平均残高　×　100

●貯貸率・貯証率

（単位：%）

区　　分		2019年度	2020年度	増　　減
貯貸率	期末	11.80	12.58	0.78
	期中平均	11.01	11.71	0.70
貯証率	期末	22.62	9.78	△ 12.84
	期中平均	16.76	23.71	6.95

（注）1. 貯貸率(期　　末)　＝　貸出金残高　/　貯金残高　×　100
2. 貯貸率(期中平均)　＝　貸出金平均残高　/　貯金平均残高　×　100
3. 貯証率(期　　末)　＝　有価証券残高　/　貯金残高　×　100
4. 貯証率(期中平均)　＝　有価証券平均残高　/　貯金平均残高　×　100

Ⅴ　自己資本の充実の状況

●自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、2021 年３月末における自己資本比率は、12.18% となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、期限付劣後債務、永久劣後債務により調達しています。

普通出資金

項　　目	内　　容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	５０億円（前年度５０億円）

後配出資金

項　　目	内　　容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	１８１億円（前年度１６１億円）

期限付劣後債務

項　　目	内　　容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	期限付劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	－億円（前年度８億円）
償還期限	－
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※１）

永久劣後債務

項　　目	内　　容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	－億円（前年度３５億円）
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※１）

※１　劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による破産手続きの場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、１ヵ月前までの事前通知により償還可能

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

2019年度

（単位：百万円、%）

項目	
コア資本に係る基礎項目	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	30,847
うち、出資金および資本準備金の額	21,178
うち、再評価積立金の額	－
うち、利益剰余金の額	10,011
うち、外部流出予定額（△）	342
うち、上記以外に該当するものの額	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	858
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	858
うち、適格引当金コア資本算入額	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	4,320
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	36,026
コア資本に係る調整項目	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	98
うち、のれんに係るものの額	－
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	98
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－
適格引当金不足額	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－
前払年金費用の額	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	98
自己資本	
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	35,927
リスク・アセット等	
信用リスク・アセットの額の合計額	226,366
資産（オン・バランス）項目	224,680
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	－
うち、上記以外に該当するものの額	－
オフ・バランス項目	1,368
ＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額	316
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,949
信用リスク・アセット調整額	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	229,316
自己資本比率	
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.66%

（注）1. 農協法第 11 条の２第１項第１号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
基礎的手法とは、１年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、１年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

2020 年度

（単位：百万円、%）

項目	
コア資本に係る基礎項目	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	30,900
うち、出資金および資本準備金の額	23,224
うち、再評価積立金の額	－
うち、利益剰余金の額	7,675
うち、外部流出予定額（△）	－
うち、上記以外に該当するものの額	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	880
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	880
うち、適格引当金コア資本算入額	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	31,781
コア資本に係る調整項目	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	343
うち、のれんに係るものの額	－
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	343
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	69
適格引当金不足額	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－
前払年金費用の額	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	413
自己資本	
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	31,367
リスク・アセット等	
信用リスク・アセットの額の合計額	253,474
資産（オン・バランス）項目	252,088
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	－
うち、上記以外に該当するものの額	－
オフ・バランス項目	1,261
ＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額	124
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,986
信用リスク・アセット調整額	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	257,461
自己資本比率	
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.18%

（注）1. 農協法第 11 条の２第１項第１号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
基礎的手法とは、１年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、１年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

自己資本の充実度に関する事項
信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	2019年度 エクスポージャーの期末残高	2019年度 リスク・アセット額 a	2019年度 所要自己資本額 b＝a×4%	2020年度 エクスポージャーの期末残高	2020年度 リスク・アセット額 a	2020年度 所要自己資本額 b＝a×4%
現金	2,394	－	－	1,223	－	－
我が国の中央政府および中央銀行向け	87,649	－	－	10,052	－	－
外国の中央政府および中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	24,921	－	－	26,034	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	100	10	0	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	2,899	289	11	4,499	449	17
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	410,656	82,131	3,285	458,961	91,792	3,671
法人等向け	61,223	32,310	1,292	61,149	35,103	1,404
中小企業等向けおよび個人向け	209	153	6	235	173	6
抵当権付住宅ローン	253	87	3	242	83	3
不動産取得等事業向け	241	236	9	220	220	8
三月以上延滞等	16	16	0	20	19	0
取立未済手形	2	0	0	2	0	0
信用保証協会等による保証付	228	21	0	270	25	1
出資等	1,507	1,507	60	1,306	1,306	52
（うち出資等のエクスポージャー）	1,507	1,507	60	1,306	1,306	52
上記以外	37,329	86,870	3,474	34,339	83,835	3,353
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	32,921	82,302	3,292	32,921	82,302	3,292
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	106	266	10	75	189	7
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,301	4,301	172	1,342	1,342	53
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	25,807	22,412	896	40,007	40,329	1,613
（うちルック・スルー方式）	25,806	22,404	896	40,006	40,322	1,612
（うちフォールバック方式）	0	7	0	0	7	0
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	**655,441**	**226,049**	**9,041**	**638,665**	**253,350**	**10,134**
CVAリスク相当額÷8%		316	12		124	4
合計（信用リスクアセットの額）	**655,441**	**226,366**	**9,054**	**638,665**	**253,474**	**10,138**

	2019年度		2020年度	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×4%
	2,949	117	3,986	159
所要自己資本額	リスクアセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b＝a×4%	リスクアセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b＝a×4%
	229,316	9,172	257,461	10,298

（注）1．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3．「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4．「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6．「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8．オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

○ 「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、「信用リスク管理要綱」を定めて適切に管理しています。

信用リスク管理の手法は、与信先の債務償還能力判定の基準として信用格付制度の実施、資産の自己査定、個別与信審査、各種シーリング（無担保与信限度額）管理、大口与信管理を定めています。

与信審査については、フロント・営業企画部署から独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第２次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

また、内部格付等に応じた与信限度枠の設定により企業ごとのシーリング管理を通じてリスク量のコントロールを行っています。

○ 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。この要領では資産の自己査定の結果に基づき、回収の危険性または価値の毀損の度合の程度に応じて、適正な償却・引当を行うことを目的としています。

具体的には、正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等に基づき引き当てています。破綻懸念先債権については、キャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアーで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

1. リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&Ｉ）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

2. リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R＆I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R＆I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R＆I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		2019年度					2020年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		606,086	74,994	93,472	－	16	575,106	71,564	21,689	－	20
国外		22,546	－	22,546	－	－	23,552	－	23,552	－	－
地域別残高計		**628,632**	**74,994**	**116,018**	**－**	**16**	**598,658**	**71,564**	**45,242**	**－**	**20**
法人	農業	479	479	－	－	－	588	588	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	6,688	6,397	－	－	－	6,298	6,235	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	31	31	－	－	－
	建設・不動産業	3,076	2,905	－	－	－	5,386	5,385	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,065	35	2,029	－	－	3,684	31	3,653	－	－
	運輸・通信業	4,266	4,074	－	－	－	4,128	4,127	－	－	－
	金融・保険業	473,766	19,040	24,444	－	－	518,511	12,378	26,749	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	17,934	17,604	－	－	－	20,242	20,024	－	－	－
	日本国政府・地方公共団体	112,631	23,086	89,544	－	－	36,163	21,323	14,839	－	－
	上記以外	39	39	－	－	－	133	133	－	－	－
個人		1,331	1,331	－	－	16	1,302	1,302	－	－	20
その他		6,353	－	－	－	－	2,187	－	－	－	－
業種別残高計		**628,632**	**74,994**	**116,018**	**－**	**16**	**598,658**	**71,564**	**45,242**	**－**	**20**
1年以下		437,870	14,068	22,253	－		464,649	10,871	3,002	－	
1年超3年以下		15,577	15,577	－	－		11,180	11,180	－	－	
3年超5年以下		8,519	8,519	－	－		16,258	16,258	－	－	
5年超7年以下		12,067	11,767	300	－		8,317	7,280	1,012	－	
7年超10年以下		27,386	11,484	15,864	－		16,786	13,202	3,542	－	
10年超		92,119	13,501	77,599	－		50,752	12,718	37,684	－	
期限の定めのないもの		35,090	75	－	－		30,713	52	－	－	
残存期間別残高計		**628,632**	**74,994**	**116,018**	**－**		**598,658**	**71,564**	**45,242**	**－**	
平均残高計		**591,894**	**70,166**	**79,190**	**－**		**594,822**	**69,002**	**125,254**	**－**	

（注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2．「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高および期中増減額

1. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

	2019年度					2020年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	－	0	0	0	0	－	0	0
個別貸倒引当金	1	0	－	1	0	0	0	－	0	0

2. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

（単位：百万円）

		2019年度						2020年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
	国内	1	0	－	1	0		0	0	－	0	0	
	国外	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		1	0	－	1	0		0	0	－	0	0	
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	個人	1	0	－	1	0	－	0	0	－	0	0	－
業種別計		**1**	**0**	**－**	**1**	**0**	**－**	**0**	**0**	**－**	**0**	**0**	**－**

（注）1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		2019年度			2020年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	121,281	121,281	—	37,705	37,705
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	3,222	3,222	—	4,859	4,859
	20%	8,842	422,690	431,532	9,244	470,994	480,239
	35%	—	249	249	—	238	238
	50%	13,835	—	13,835	17,298	—	17,298
	75%	—	204	204	—	231	231
	100%	10,872	15,406	26,279	11,331	13,757	25,088
	150%	—	0	0	—	—	—
	250%	—	33,027	33,027	—	32,996	32,996
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合　　計		**33,550**	**596,083**	**629,634**	**37,873**	**560,784**	**598,658**

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2.「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト１２５０%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

○ 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」において定めています。

○ 信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区　　分	2019年度			2020年度		
	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	6,126	12,031	－	126	12,031	－
中小企業等向けおよび個人向け	4	－	－	4	－	－
抵当権付住宅ローン	－	4	－	－	3	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－
合　　計	**6,130**	**12,035**	**－**	**130**	**12,035**	**－**

（注）1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2.「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、市場リスク（オフ・バランスを含む）管理の基本的方針、体制、手法等を規定した「市場リスク管理要綱」の中でリスク管理の方針を定めています。派生商品取引は市場として確立された取引手法により、原則として収支変動へのヘッジ目的として行っています。なお、取引にあたっては、毎年度、リスク限度額として派生商品取引の種類毎に「ディーリング的取引運用基準」、「債券オプション取引運用基準」、「株券オプション取引運用基準」等において極度枠を定め、取引を行っています。

（1）派生商品取引の内訳

	2019年度	2020年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

2019年度

（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	－	－	－	－	－	－
(2) 金利関連取引	426	1,056	－	－	－	1,056
(3) 金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4) 株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	－	－	－	－	－	－
(6) その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7) クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	**426**	**1,056**	**－**	**－**	**－**	**1,056**
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（▲）		－				－
合計	**426**	**1,056**	**－**	**－**	**－**	**1,056**

2020年度

（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	－	－	－	－	－	－
(2) 金利関連取引	220	415	－	－	－	415
(3) 金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4) 株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	－	－	－	－	－	－
(6) その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7) クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	**220**	**415**	**－**	**－**	**－**	**415**
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（▲）		－				－
合計	**220**	**415**	**－**	**－**	**－**	**415**

(注) 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト (ただし 0 を下回らない) をいいます。
2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者 (参照組織) の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者 (プロテクションの売り手) との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

証券化エクスポージャーの取得につきましては、毎事業年度ごとに定める国債等債券取引運用基準に基づき行い、余裕金運用方針において発行体別取得限度額を設け管理を行っています。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は 1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R& I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&P グローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクについての管理の基本方針を「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定め、オペレーショナル・リスクを事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスク、業務継続リスクに分類し、リスク発現の抑制に努め管理しています。

リスクマネジメントの基本的考え方は、各リスク管理部署において、部門業務に内在するリスクを抽出しリスクが顕在化した場合の影響度合いにより選別して管理対象とし、そのリスク発現抑制を図ることとしています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○　当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○　基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

○　その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続の概要」に記載しています。

○　外部出資勘定の株式または出資

当会の外部出資勘定には、関連団体への出資金および株式を計上しています。外部出資の取扱いにつきましては、定款の定めに基づき出資等の決定を行い、信用リスク管理の枠組みにおいてリスク管理を行っています。

（1）出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	698	698	710	710
非上場	27,613	27,613	27,610	27,610
合計	**28,312**	**28,312**	**28,320**	**28,320**

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

（2）出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

（単位：百万円）

2019年度			2020年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
197	247	－	168	47	－

（3）貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

2019年度		2020年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
34	217	31	4

（4）貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する評価損益の額はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	26,808	40,006
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	0	0

●金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

○　リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○　リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○　金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

○　ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、ヘッジ手段として金利スワップを活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（⊿ＥＶＥ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の６シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

○　流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.836年です。

○　流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。

○　流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○　固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
　固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
○　複数の通貨の集計方法およびその前提
　通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
○　スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
　一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
○　内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提
　内部モデルは使用しておりません。
○　前事業年度末の開示からの変動に関する説明
　⊿ＥＶＥの前事業年度末からの変動要因は、国債等債券の保有額減少によるものです。
○　計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
　該当ありません。

◇　**⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項**
○　金利ショックに関する説明
　リスク資本配賦管理としてＶａＲで計測する市場リスク量を算定しています。
○　金利リスク計測の前提およびその意味 (特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩと大きく異なる点)
　特段ありません。

金利リスクに関する事項

（単位 : 百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿ＥＶＥ		⊿ＮＩＩ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,900	6,057	1,428	620
2	下方パラレルシフト	―	―	―	176
3	スティープ化	3,397	4,823		
4	フラット化	―	―		
5	短期金利上昇	603	306		
6	短期金利低下	―	―		
7	最大値	4,900	6,057	1,428	620
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	31,367		35,927	

・「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
・「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日　時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅵ　役員等の報酬体系

1．役員

（1）　対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は , 経営管理委員、理事および監事をいいます。

（2）　役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の２種類で、令和２年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位 : 百万円）

	支給総額（注２）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注 1) に対する報酬等	42	0

（注１）対象役員は、経営管理委員 10 名、理事３名、監事３名です。（期中に退任した者を含む。）

（注２）退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

（3）　対象役員の報酬等の決定等

①　役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会員 JA 組合長から選出された委員７人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②　役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2．職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和２年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

（注１）対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

（注２）「同等額」は、令和２年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注３）令和２年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

3．その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の３に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）

１　概況および組織に関する事項

（１）　業務の運営の組織…… 32

（２）　理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名 31

（３）　事務所の名称および所在地…… 32

（４）　特定信用事業代理業者に関する事項…… 32

２　主要な業務の内容…… 25

３　主要な業務に関する事項

（１）　直近の事業年度における事業の概況…… 54

（２）　直近の５事業年度における主要な業務の状況

ａ　経常収益…… 52

ｂ　経常利益または経常損失…… 52

ｃ　当期剰余金または当期損失金…… 52

ｄ　出資金および出資口数…… 52

ｅ　純資産額…… 52

ｆ　総資産額…… 52

ｇ　貯金等残高…… 52

ｈ　貸出金残高…… 52

ｉ　有価証券残高…… 52

ｊ　単体自己資本比率…… 52

ｋ　剰余金の配当の金額…… 52

ｌ　職員数…… 31

（３）　直近の２事業年度における事業の状況

ａ　主要な業務の状況を示す指標…… 52

ｂ　貯金に関する指標…… 54

ｃ　貸出金等に関する指標…… 54

ｄ　有価証券に関する指標…… 58

４　業務の運営に関する事項

（１）　リスク管理の体制…… 4

（２）　法令遵守の体制…… 5

（３）　中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況…… 20

（４）　苦情処理措置および紛争解決措置の内容…… 10

５　直近の２事業年度における財産の状況に関する事項

（１）　貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書…… 36

（２）　貸出金にかかる額およびその合計額

ａ　破綻先債権に該当する貸出金…… 57

ｂ　延滞債権に該当する貸出金…… 57

ｃ　３ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金…… 57

ｄ　貸出条件緩和債権に該当する貸出金…… 57

（４）　自己資本の充実の状況…… 63

（５）　取得価額または契約価額、時価および評価損益

ａ　有価証券…… 59

ｂ　金銭の信託…… 60

ｃ　デリバティブ取引…… 61

ｄ　金融等デリバティブ取引…… 61

ｅ　有価証券関連店頭デリバティブ取引…… 61

（６）　貸倒引当金の期末残高および期中の増減額…… 57

（７）　貸出金償却の額…… 57

（８）　会計監査人の監査…… 51

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）

役員等の報酬体系…… 77

インターネット・ホームページのご案内

http://www.jabank-yamanashi.or.jp/

JA バンク山梨　検索

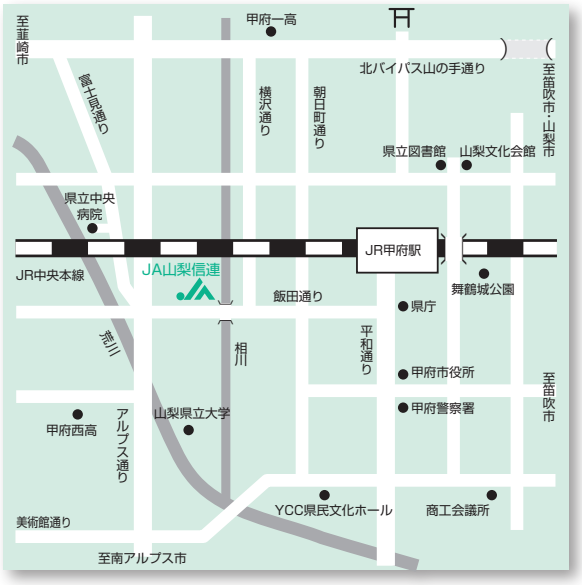

山梨県信用農業協同組合連合会

〒 400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目 1 番 20 号

☎ 055-223-3514

Report 2021

JA山梨信連
山梨県信用農業協同組合連合会

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1-20
TEL 055-223-3514

JAバンク山梨
http://www.jabank-yamanashi.or.jp/

JAバンク山梨
農とあゆむプロジェクト
ロゴマーク

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C023103
www.fsc.org

GREEN PRINTING JPPI
P-810002

この印刷物は米ぬか油を使用したライスインキを使用しています。